

## 〔特別座談会〕

## 裁判員裁判の3年間を振り返って

早稲田大学大学院法務研究科教授・元裁判官	中 川 武 隆
高松地方裁判所部総括判事・前東京地方裁判所判事	下 津 健 司
早稲田大学大学院法務研究科教授・元検察官	太 田 茂 彦
早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士	清 水 保 彦
名古屋高等裁判所判事・前大阪地方裁判所部総括判事	河 原 俊 也
大阪地方裁判所判事補・早稲田大学大学院法務研究科修了生	伊 藤 太 一
早稲田大学大学院法務研究科教授・元裁判官	川 上 拓 一

- I はじめに—出席者自己紹介
- II 公判前整理手続の概況について
  - 1 検察官の立場から
  - 2 弁護人の立場から
  - 3 裁判所の立場から
  - 4 公判前整理手続の運用の工夫
  - 5 長期間の審理が見込まれる事件の扱い
  - 6 いわゆる「難解概念」が問題となる事件の扱い
- III 公判審理の概況について
  - 1 選任手続について
  - 2 期日指定について
  - 3 冒頭陳述について
  - 4 証拠調べ手続について（書証，物証，証人，被告人質問）
  - 5 論告・弁論について
- IV 評議・判決について
  - 1 評議の実情について
  - 2 量刑検索システムの利用について
  - 3 量刑傾向について
  - 4 いわゆる「手続二分」について
  - 5 判決書について
- V 「見て聞いて分かる審理」は実現されているか—裁判員のアンケートをどう見るか
- VI 上訴審の動向
- VII おわりに—裁判員裁判の展望を語る

## I はじめに<sup>1)</sup>——出席者自己紹介

川上：本日の座談会は、元裁判官で本学の教授をなさっています中川先生、現役の東京地方裁判所の代理裁判長をされています下津先生、元検察官の立場で太田先生、現役の弁護士をされています清水先生にご参加いただきました。それから、スペシャルゲストとして大阪地方裁判所の裁判員部で裁判長をされています河原判事にお越しいただくとともに、同じ部で陪席裁判官をされています伊藤裁判官にもご参加いただきました。はじめに本日までご参加いただき先生方から裁判員裁判との関わりを踏まえて自己紹介をお願いいたします。

中川：司法制度改革審議会の審議が始まったころに、私は裁判所におり、家裁、地裁の所長をしていました。ちょうど長官所長会議等でも司法制度改革審議に並行して裁判所部内での協議がされており、2年ほどやった記憶があります。私個人としては基本的に国民の司法参加、刑事司法参加については昔から賛成という気持ちを持っていました。これは大げさになりますが、裁判の権威がどこからくるかということになると思います。戦前は天皇の名において裁判をしていました<sup>2)</sup>。しかし、戦後はそれがドイツのように判決書において「国民の名において」裁判するということが明確に言っていないものの、最終的な裁判の権威は裁判官の個人的なものによるのではなく、国民に由来することになります。そういうところに遡れば、国民の司法参加は必然のことだと思います。長官所長会議における協議では、まず、陪審が相当か、陪審が難しければ参審的なのか、そういう順序で議論がされたと思います。私個人としては、陪審は英米法的なもので直ちには難しいであろう、ドイツ型の参審が適当であるという気持ちでありました。ただ、その際、裁判長が一件記録を事前に検討するような、ドイツ型の職権主義型の手続にした方がやりやすいのではないかという気持ちを持っていました。しかし、予想した通り、これは受け入れないということになりました。その後、2001年に東京高裁に来たわけですが、



<sup>1)</sup> 本座談会は、2013年2月23日に行われた。

<sup>2)</sup> 大日本帝国憲法57条1項「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」。

関係者のご苦勞があつて現在のよな法律ができたということです。高裁にいる間には、公判前整理手続の規定が先行施行されました（2005年11月1日）。私がいる間に、公判前整理手続を経た事件が高裁に上がってきまして、その段階で証拠が非常に厳選されている、あるいは厳選され過ぎて弊害があるのか、そういうことを話題にしていました。裁判員裁判が2009年5月21日に施行されました、その年の3月に早稲田大学にお世話になることになりましたので、ちょうど裁判員裁判の施行と入れ違いに裁判官を退官したということになります。その後は色々な形で後輩の皆さんのご活躍を拝見している状態です。

**下津：**東京地裁の裁判官をしております下津です。併せて平成22年4月から早稲田大学法科大学院で裁判官派遣教員として学生みなさんに刑事訴訟実務、刑事訴訟法総合等の科目を教えている立場です。派遣教員ということもあり、裁判員裁判との関与は残念ながら今までのところ7件くらいしかありません。限られた経験ではありますが、その中で考えたことを色々お話しすることができればと思います。よろしくお願ひします。



**太田：**早稲田大学の太田でございます。私は長く検察庁・法務省で勤務しましたが、裁判員制度とは浅からぬ縁がございます。若手検察官のころ在外研究でアメリカにしばらくいた頃に、4か所の連邦地検で、捜査・公判を勉強しました。陪審裁判もしばしば傍聴し、この制度に対し、良い面と悪い面とを含めて自分なりの思いを持っていました。司法制度改革審議会の審議の間、法務省として審議に協力する窓口の司法法制課長を務めました。2年間に及ぶ審議を毎回傍聴するなどし、井上正仁先生を中心とした審議の過程やその後の立法に至る経緯をつぶさに勉強させていただきました。制度施行前には長野地検検事正のときに法曹三者が協力して本格的な模擬裁判を6回行いました。

その後、最高検察庁の総務部在籍当時は制度実施に向けた広報活動を行い、また、検察部内での裁判員裁判における新たな立証の在り方等の検討や教育訓練を総括する立場にありました。制度発足後、大阪高等検察庁の次席を務めていたときには、暇があれば地裁の裁判員裁判を傍聴し、若手検察官の公判活動に

対してワンポイントレッスンなどに努めましたし、最後は京都地検に 1 年おりましたので、京都地裁の裁判員裁判でも部下を指導してきました。

私が改革審に関与していたころは、プロの裁判官や検察官の間では、日本のいわゆる精密司法の伝統が素人の参加による裁判員裁判でも守られるのかという懸念など、どちらかといえば慎重な見方が支配的だったと思います。世論においても、日本人はなかなか自分の意見を言わないとか、裁判員になれる人は退職したなど暇な人が中心で忙しい人は出てこれないだろうとか、様々な懸念や反対の声が強かったのです。しかし、制度が実際に発足してみると、やはり日本人の底力といいますか、日本人は公共心をもって与えられた責務を本当に真剣に果たすのだな、ということを感じますし、平成 24 年に発表された最高裁判所の検証報告書<sup>3)</sup>にもそのことがよく現れています。裁判員裁判を傍聴して感じることを一言でいえば、法廷の新鮮な緊張感です。以前の自白事件の法廷では、検察官が、裁判官が読んでくれるという前提で書証を提出するいわばセレモニーのような雰囲気もありました。しかし裁判員裁判では初めて裁判に関与する裁判員が真剣に事件に向かい合う独特の緊張感と新鮮さがあり、その期待に応えるためにプロの三者が襟を正されるという雰囲気さえ感じられます。裁判員裁判では法廷が極めていきいきとしたものとなり、日本の刑事裁判を一変させたようにも感じています。

**清水：**清水でございます。私は現役の弁護士をしており、平成 24 年 4 月から早稲田大学のロースクールの教員として刑事訴訟実務、刑事弁護実務等を教えています。私の裁判員裁判との関わりはあまり濃くはありません。ただ、裁判員裁判の施行前に今太田先生がおっしゃった法曹三者で行った模擬裁判において、東京で第 1 号の模擬裁判の主任弁護人役を務めたので、弁護士の中では多分 1 番早く関わりを持った方の部類に入るのではないかと思います。その後はあまり関わっておらず、実際の裁判員裁判の事件としては、性犯罪、強制わいせつ致傷を何件も重ねた被告人の裁判の弁護人 2 人のうちの 1 人



<sup>3)</sup> 最高裁判所「裁判員裁判実施状況の検証報告書（平成 24 年 12 月）」（本文）<[http://www.s-aibanin.courts.go.jp/topics/pdf/kensyo\\_houkokusyo/hyousi\\_honbun.pdf](http://www.s-aibanin.courts.go.jp/topics/pdf/kensyo_houkokusyo/hyousi_honbun.pdf)>（平成 25 年 4 月 3 日最終アクセス）。



として、関わった1件のみです。弁護士というのは基本的に一匹狼の個人事業者ですから、検察のように組織的に研修をして腕を磨いていこうという志向には乏しかったと思います。しかし、日弁連で裁判員裁判についての研修等で弁護人を務めた弁護士同士の経験交流ということで何回か会議を開いており、その記録がかなりたくさんあるので、これをさっと読み返して勉強してきました。また弁護士向けの裁判員裁判に関する書籍や文献も結構出ていますので、それらをにわか勉強して今日に臨んでいます。



**河原**：大阪地裁の河原です。平成23年に司法研修所から大阪地裁に参りました。大阪地裁は全国でも珍しく、裁判員だけをやる部と非裁判員事件だけをやる部とに分かれています。最初は非裁判員部で、裁判長として一年勤務しました。その1年間は公判前整理手続とか、被害者参加制度とかを経験し、刑事裁判というのは本当に大きく変わったということを感じた一年でした。

平成24年4月に裁判員部に異動し、裁判員裁判を月に1件か2件くらいやっていますが、かつて自分がやっていた裁判と同じとは思えないくらい変わっていると日々感じています。本日は、実務の最前線でやっている者の一人としてお話しできればと思っております。

**伊藤**：大阪地裁の河原裁判長のところで左陪席裁判官を務めています伊藤太一と申します。私は早稲田大学ロースクールの卒業生で、修習は新64期になります。平成24年1月に任官して丸一年になります。いわゆる裁判員部に所属しており、この一年間裁判員事件を中心にやっております。数え方にもよりけりですけど大体15、6件くらいの事件をやっているところです。



本日の出席者の中では唯一、司法制度改革の後の制度が所与の前提となっている世代かと思えます。この一年間を振り返ってみましても、自分の担当する事件は非裁判員事件が少なく、圧倒的に裁判員事件ばかりやっているという感じでした。まだ一年目であり、未熟な面もあるかと思えますが、本日は、若い世代から問題意識等をぶつけさせていただいて先輩方から教えを頂ければと思っています。



川上：最後に本日の司会を担当させていただきます川上です。私は平成16年3月まで裁判所におりまして、平成16年4月に早稲田大学に参りました。裁判員裁判との関わりにつきましては、平成21年12月に行いました本学の田口先生との特別対談「裁判員裁判の半年を振り返って」(Law&Practice第4号<sup>4)</sup>掲載)で詳細を述べておりますので、そちらをご覧ください。

## II 公判前整理手続の概況について

川上：公判前整理手続は裁判員裁判が動き出す前から裁判の現場では既に行われていました。そういう意味で実務家はこの手続については相当程度習熟してきているはずとも思われるところですが、最近のデータ<sup>5)6)</sup>によりますと、自白事件、否認事件を含めて、公判前整理手続が若干長期化の傾向にあるという問題提起がされております。そこで、公判前整理手続の現状と長期化の原因、問題提起等を含めて、検察官の立場から見たご感想・ご意見を太田先生からお願いいたします。

### 1 検察官の立場から

太田：裁判員裁判は公判前整理手続なしには到底実施できないことは異論のないところですが、川上先生がおっしゃったように、制度立ち上げの時より全般的に公判前整理手続が遅れがちであるという問題が指摘されています。検察官の立場として、まず励行すべきことは証明予定事実をできるだけ早く、2週間、遅くても3週間程度で出すことです。検察官がまずこれをやらないと手続はスタートしませんし、検察官ができるだけ早く証明予定事実の提出、第一次の証拠請求や証拠開示を励行してこそ、弁護人に対しても迅速な対応をお願いする

<sup>4)</sup> 田口守一=川上拓一「裁判員裁判の半年を振り返って」Law&Practice第4号1頁(2010年)。

<sup>5)</sup> 最高裁判所・前掲注3)10-15頁。

<sup>6)</sup> 最高裁判所「裁判員裁判実施状況の検証報告書(平成24年12月)」(図表)<[http://www.s.aibanin.courts.go.jp/topics/pdf/kensyo\\_houkokusyo/diagram\\_1-55.pdf](http://www.s.aibanin.courts.go.jp/topics/pdf/kensyo_houkokusyo/diagram_1-55.pdf)>58-64頁(平成25年4月3日最終アクセス)。

ことができるのですが、この点、満足とはいえないまでもかなり努力は実を挙げているのではないかと思います。それから、もう一つのポイントは、小規模庁ですと主任立会制といたしまして、捜査・起訴を行った検察官が公判にも立会するので、既に証拠を全部把握しており、証明予定事実も早く書きやすいのです。ところが大規模庁は捜査部と公判部が分かれていますから、通常の事件は起訴後に一件捜査記録が公判部に引き継がれ、公判部の検察官が一から読むこととなります。そのため、初めて事件内容を知る公判部の検察官が、いきなり2週間程度で証明予定事実を書くというのは容易でないのです。この点は各庁で様々な工夫をしていると思います。私も最新の実情まではよく把握していませんが、例えば重要複雑事件で記録も膨大となるような事件については捜査に従事した検察官の一部が引き続き公判にも関与するという形で、できる限り断絶が生じないような工夫などを大規模庁では行っていると思います。

## 2 弁護人の立場から

清水：太田先生がおっしゃったように、裁判員裁判の一番の眼目というのは公判前整理手続が義務的にされるという点で、この点は弁護人の立場からしても大きな変革だと思います。従前は検察官の手持ち証拠、公判に提出されなかった証拠類については、なかなか弁護人が開示を求めても認めてもらえず、検察官の手持ち証拠の中に何があるのかよく分からない段階で、手探りで弁護人側が主張を出してしまい、すぐさま検察官からその主張に蓋をされてしまうというようなことがあり、裁判員裁判以前の事件ではそういう進行を辿って弁護人側が非常に苦い思いをするということが多かったと思います。ところが公判前整理では類型証拠、あるいは主張関連証拠の開示請求によって弁護人側の主張を固める予定主張を早めに準備するということができます。これは大きな進歩だと思います。ただその手続が今長くなりつつあるということですが、これはどこに原因があるのか私としても乏しい経験しかないので分かりません。しかし、公判前整理手続で、争点をきっちり絞ってその後の公判はできるだけ短時間で審理を終えよう、要点だけで済まそう、争点だけを絞りに絞って済まそう、ということになるとやはり検察官、弁護人がお互いにその主張事実を巡って求釈明を繰り返すことにより、争点を絞る過程での手続のやり取りというのは大変になり、そういうところに原因があるのかなと思います。手続の運用はもう

少し考えるべきですが、ただ主張を絞らずに公判を迎えてしまうと、またとんでもないことになりかねません。その辺はさじ加減の問題でしょう。もう一つは、公判前整理手続で弁護人側、被告人が活動しようとした場合、弁護人の弁護活動にとって被告人との打合せが最大の基本ですので、打合せに十分時間をかける必要があります。ところが身柄拘束されていますと、例えば東京ですと東京拘置所がありますが、そこまで行くのに往復でやはり相当な時間がかかります。接見実現までに待合室で待つ時間等を考えると相当な時間のロスが強いられるわけです。そういう被告人側の事情を考えて、保釈の運用がかなり従前と異なってきているということがあるのかなと思います。私自身あまり経験はしていませんが、裁判官の保釈許可基準というものは相当変わってきていると思います。

川上：そうですね。保釈の許可率なども最高裁の資料<sup>7)</sup>によりますと、裁判官裁判時代では、保釈許可の割合が総数で4.5%、自白事件で4.6%、否認事件で4.0%です。裁判員裁判施行後は総数で8.5%、自白事件で10.2%ですから、倍以上です。否認事件でも5.9%とかなり保釈率が高くなっていることがデータの的にも出ています。今の清水先生のお話はそこに触れる問題ということになりましょうか。

### 3 裁判所の立場から

川上：今度は裁判所の立場からみて、運用の実情、あるいは問題点等について、お伺いしたいと思います。

下津：以前であれば、強盗致傷事件でも争いがなければ起訴から2~3ヶ月で終わっていたのが、公判前整理手続だけで4~5ヶ月に及んでいることは、かなり問題だと思っています。原因としては、公判前整理手続における当事者の対応が慎重であるという点が挙げられます。弁護人は証拠開示の請求を網羅的にされ、更にそれが五月雨式に行われるために証拠開示にかなり時間がかかっているという印象があります。また、検察官の提出する証明予定事実の内容が詳細にわたる場合があり、それが弁護人の対応を慎重にさせる一因になっているように思います。他方で、裁判所自身も当事者に任せっきりの面があり、当事者

---

<sup>7)</sup> 最高裁判所・前掲注3) 31頁。



から言われるがままに公判前整理手続期日を重ねてしまっているという実情もあるように思います。

**河原**：公判前整理手続が長期化しているというのは全国的な傾向で、大阪地裁でも、明らかにこの3年間で、公判前整理手続は長くなっています。自白事件、否認事件問わず長くなっているといえます。検察官の証明予定事実記載書面はだいたい起訴後2週間で出ています。大阪も含めて、全国的に、そういう運用がなされています。しかし、その後がどうしても長いということが、全体としての公判前整理手続の長期化の原因となっているといえるでしょう。それでは裁判所がもっと積極的に公判前整理手続に関与すればいいのかといわれると、問題が大きく二つあります。一つは当事者追行主義という原理上の問題です。もう一つが制度上の問題です。民事の裁判官は、「証拠のない主張というのは無限なんだ。争点整理は、書証を出させて、それを踏まえて、どこに証拠があるんですか、どうしてこう主張できるんですか、こういうことを三者で突き合わせて、主張整理、争点整理をしていかなければいけないんだ」とよく言います。しかし、それだけやっても実際に人証を調べてみると、自分たちが予想していなかったような展開が生じてくるということがどうしてもあるということもよくいわれます。ところが刑事事件の場合は、予断排除の原則があり、証拠を見ることがそもそもできないので、公判前整理手続段階で、検察官あるいは弁護人がこういうふうなことを主張したい、ここについて検討したいといいますが、裁判所としては自信をもって、それは必要ありません、もうこれでやめましょうということはいえないのです。ここに制度的な問題があると実務をやっていると思います。

非裁判員事件の場合ですと、ある程度、公判前整理手続が長くなるようなら、とりあえず、もうこの段階で、一回公判を開いて証拠調べを行い、その上で必要があれば期日間整理手続に付すことができます。裁判所は心証もとれますので適切に争点や証拠の整理をすることができ、全体としてみた場合、比較的起訴から終結までの日数が短くなっていることが多いということが、大阪地裁でのいろんな研究会でも報告されているところです。

**伊藤**：私の方からも若干申し上げます。公判前整理手続の長期化は、大きな問題で、とりわけ、長期化の結果、被告人の身柄拘束期間が延びるとするのは悩みです。

庁によりけりなのかもしれませんが、大阪地裁では法廷の数も限られていますので、物理的にもう期日が入りませんということがままあります。こういった結果、なぜこの事件でこんなに時間がかかるのかと思わざるを得ないときもあります。裁判所としても、起訴状、あるいは最初の証明予定事実記載書面が提出された段階で、この事件であれば、今まで通りならこれくらいの審理日程を要するかなと見通しをつけて、当事者の方にぶつけていき、かなり能動的な姿勢を示すという運用も必要なのかなと感じているところです。あと証拠開示については、私がよその部の第1回公判前の身柄の記録を見た時の感想ですが、開示についての積極、消極というのは検察官次第なのかなという問題を感じているところです。

**太田：**最高裁の報告書<sup>8)</sup>にもありますが、類型証拠は一応、法律上は手続と要件があるのですが、明らかに類型証拠の請求が予想されるというものは、できる限り任意の開示に積極的に応じるということを部内では奨励しています。検察官に個人差があるのかなということをおっしゃられたのですが、類型証拠として出るのが確実なものは、どんどん先にお見せしたらよいではないかということ、私は現場にいる当時指導していましたし、おそらく私に限らず、一般的にもそのような傾向にあるのではないかと思います。

**下津：**類型証拠開示に関しては、おっしゃる通りでして、請求のある前であってもかなり柔軟に開示していただいていると思います。

**河原：**大阪でも同じ状況です。

**太田：**一つお尋ねしてよろしいですか。私が在職中に先鋭な議論があったのは、いわゆる取調べメモの開示問題でした。取調べメモについては一連の最高裁の決定によってルールが定まったのですが、現在、検察官と弁護士との間で、厳しい争いが依然としてあるとしたら、どういう場面なのでしょう。いわゆる弁護側の主張関連の部分でしょうか。

**下津：**それは主張関連証拠として問題となりますが、どのような事件において問題となるかは、かなりばらつきがあるかと思います。

**太田：**あまり類型化はできませんか。

**下津：**ええ。私が聞いている限りにおいては、こういう類型だから問題となる

---

<sup>8)</sup> 最高裁判所・前掲注3) 9頁。

ということはありません。

**河原**：大阪でも、証拠開示自体で問題となるということはほとんどないのではないかと思います。

#### 4 公判前整理手続の運用の工夫

**川上**：先ほど、河原裁判官から、検察官の証明予定事実はだいたい2週間くらいで出て、問題はその後であるというお話がありました。一つは弁護側が、証拠の検討をするのに相当時間がかかっているのではないかとということでした。それは結局、請求証拠、それから仮に類型証拠の任意開示という形で証拠が出てきますけれども、裁判所が公判前整理手続を実際に開始する前に、当事者間では証拠開示や開示証拠に対する証拠意見の開陳が裁判所の関与を待たずに積極的に行われているということなのではないでしょうか。

**河原**：主張関連証拠も含め、多くの証拠を検察官の方から弁護人に対して、開示されていますので、弁護人としては、その検討に時間がかかっており、これも公判前整理手続の長期化の一原因であると思います。そこで、今、割と多い運用としましては、起訴後1週間とか10日くらいの段階で、とりあえず法曹三者で打合せをしています。この事件は自白事件なのか、否認事件なのか、否認事件だとして、だいたいどの程度の争いになるのかということなどを、まず三者で共通認識をもちまして、あとは打合せを重ねるか、公判前整理手続をある程度やっていくかということ、事件に応じてやっていきながら、進めていくという方法です。

**川上**：今、打合せというお話がありましたが、正式な、いわゆる第1回公判前整理手続期日の指定ということではなくて、打合せ期日としておやりになるということなのではないでしょうか。

**下津**：起訴後できるだけ早い時期に打合せを行うことはかなり広く行われているようです。この打合せにおいて、弁護人の立場ではまだ何も言えないということもあるのですが、話せる範囲で方向性を伺うということがなされています。その後も公判前整理手続ではなく打合せという形で進めていく例もあるように聞いています。

**中川**：弁護人の予定主張記載書面というのですか、裁判所の方としては、締め切りみたいなものを設定するというような扱いはしているのですか。

**河原**：締め切りを設定しましても「できないものはできません」と言われることもあるのですが、そのような場合でも、とりあえず1ヶ月よりももう少し短いくらいの期間で、期日を決めることがあります。弁護人の方からも「我々は期日を決めていただいた方が、そこまでである程度仕事ができますから」と言われることもあります。

**中川**：公判前整理手続期日を指定するということは、主張に係る書面はそれまでに出してくれるという前提で公判前整理手続期日を指定するのですか。

**河原**：公判前整理手続にするか打合せ期日にするかは事件にもよるのですが、3週間あるいは2週間くらいで期日を入れていきます。それに応じて、書面を出していただく、今後の課題として、この証拠の検討が残っています、というようなことをその期日で言っていただいて、三者で共通認識を持ち、次はどこまでやりましょうという形で進めていくことが大阪では多くあります。

**川上**：明確に締め切りとかを作ったのでは角が立つから徐々にということでしょうか。

**下津**：裁判体によってはかなり明確に締め切りを設定される場合もあるようです。ただ、河原部長も言われているように、弁護人も被告人との打合せを踏まえた上でなければ主張できませんので、いたずらに急かしても良い結果にはなりません。

**伊藤**：とりあえず人証さえ決まってくれば審理日程の大枠はとれ、期日は決められます。期日が決められるとゴールが決められます。ゴールが決まればそこから逆算して準備もしていただけるということになりますので、予定主張はある程度概略的でもいいから、まずは証拠意見を早く出してくださいと弁護人に求めています。簡単な否認事件でしたが、第1回公判前整理手続期日の前に、打合せ段階で公判期日の指定ができたということもあります。

**河原**：補足させていただきますと、最近大阪地裁のなかでも、公判前整理手続の在り方について、細かく主張を整理すると、色々な仮定的な主張、予備的な主張が出てきて空中戦になりがちなので、むしろ証拠意見を中心に整理手続を進めていったらいいのではないかという動きも多少あります。結局、公判前整理手続というのは公判の審理日程を決めるものにすぎず、心証は公判でとるべきである。そうだとすると、どれだけの書証、どれだけの人証を何日かけて調べるかが決まればよく、人証が具体的には何人、何時間必要かが決まっていけ

ば、その証人について目撃状況が争いになるかとか、利害関係に争いあるかとか、そういうある程度細かいことは、審理日程の枠を先に決めてから詰めていけばいいのではないかという考え方をとっておられる裁判官もいます。弁護人の証拠意見を見れば、検察官としては、どの範囲の事実を証人尋問で立証すればいいのか分かるので、その認識を基に法曹三者で議論して審理日程の枠が決まれば、おのずから弁護人の主張内容の概要も固まってくるはずだという考えです。当部もそれに近い運用をしています。しかし、これは事件にもよりますし、やはりある程度、主張を固めたうえで人証を決めるべきであるという意見の裁判官も多数いらっしゃいます。まだまだ公判前整理手続のやり方については、スタンダードというものが無い状況です。

**川上：**今のご説明ですが、ジュリストの座談会<sup>9)</sup>でも紹介があったのですが、要するに公判前整理手続はこれで終わりではない、公判前整理手続をやりながら一方で例えば第1回公判期日をいついつと指定し、第2回公判期日では証人誰々の尋問をする、それをやりつつ公判前整理手続もある程度進める、そういう運用をしている例があるということでしょうか。

**河原：**公判期日を決めた後も、公判前整理手続は続くことがあります。これは全国的に多い運用かと思います。実際問題としまして、例えば3日間あるいは4日間であっても、普通の弁護士ですと3、4ヶ月位は後でないと予定が空きません。そうしますと公判前整理手続を全部終えてから公判期日を指定しますと、本当にとんでもなく先になります。そこで、とりあえずこの審理日程なら3日で大丈夫ですね、あるいは4日で大丈夫ですね、ということが固まった段階で公判期日の指定をします。その後も、証拠を整理するとか、判断の分岐点についての共通認識を詰めていくなどの運用をしている部は結構多いんじゃないでしょうか。

**川上：**今のお話のような公判前整理手続の運用について、弁護人の立場からはいかがでしょうか。

**清水：**概して弁護人は忙しい方が多いですから、おっしゃるように3日なり4日なりまとめて予定を組むとすれば相当先でないと入らないというのが実態です。そういうことからするとあらかじめ公判前整理の段階で予約といいますか、

---

<sup>9)</sup> 酒巻匡ほか「裁判員裁判の現状と課題」論ジュリ2号(2012年)12頁〔栃木力発言〕。



日程を予定しておくという必要はどうしても生じるかなと思います。ただそれがうまくいけばいいのですが、日弁連の経験交流集会の報告の中にも、公判期日の1週間前によく整理手続が終わった、ぎりぎりひやひやだったというような実態が中にはあるようですので、その辺の日程の組み方、それから整理手続の進め方、これはなかなか大変かなと思います。ですが、裁判員の方々のご負担をできるだけ軽くして集中的に公判を行うということを考えれば、皆さん犠牲を払いつつやっていたいかなければならないかなと思っています。

**川上：**先ほど河原裁判官にご説明いただいたような運用というのはおそらく制度設計の段階では考えられておらず、公判前整理手続をやり、そこで主張の整理、証拠の整理を行い、それから期日指定、という流れがもともとの予定された制度設計だったと思います。ところがそれですとさらに公判期日の指定が先に延びてしまう、そこで先に公判期日が決められるのであれば決めてしまい、それをゴールとして逆算して行くという運用、これは素晴らしい実務の英知という感じがするのですが、太田先生いかがでしょうか。

**太田：**デッドラインを決めてしまえば、それに向かってとにかく協力してなんとか間に合わないといけないというインセンティブになるので、そのデッドラインが努力次第で実施可能な現実性のあるものであれば、よろしいのではないかと思います。

**伊藤：**時折弁護人の方でご存じない方がいらっしゃるのですが、裁判員候補者の呼出し事務等の都合上、大阪地裁の運用としては、期日指定をしてからも最低2ヶ月空けないといけないことになっています（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則20条参照）。しかし、意外と2ヶ月でできることは多いというのが素朴な実感です。

**中川：**先ほどの河原裁判官のおっしゃった証拠意見を中心にとというのは、非常に新鮮であり、実務をやっておられる方の発想の転換であると感じました。私はそういうやり方も事件によってはあるのではないかと思います。そうすると主張関連証拠の開示の問題との関係です。弁護人は事件をみて、主張関連証拠の開示をしてもらいたい事件はきちんと予定主張を明らかにしてくる、ただそういうことをやらない事件もあり、なかなか進みにくい場合にはそういう工夫をなさっているということですかね、発想の転換という感じで非常に新鮮に受け止めました。

**伊藤**：先ほど下津先生の方からもご指摘があった点で、検察官、弁護人のお立場でどう思っておられるのか伺いたいところがあります。証明予定事実記載書面の精密化が長期化の原因ではないかという議論が最近よく聞かれるのですが、他方であまりラフになると弁護人としては求釈明を出さざるを得ず、釈明合戦になるのではないかと思います。もちろん適度という結論になるのですが、実際、検察官、弁護人のお立場として現状で出されているものが過剰に精密だというふうにお考えなのか、あるいはまだこれでも足りないというところなのか、いかがでしょうか、もし伺えればお願いします。

**太田**：おそらく、公判前整理でそれだけを順調に進めようとし、あまり細かいところに入らずにシンプルに行くと、仮に冒頭陳述のときに証明予定事実よりも相当詳しいものが出て来て、弁護人がこんな話は聞いてないと言いだし、そこで躓いてしまうということにもなりかねないので、その兼ね合いが難しいと思います。事案にもよると思うのですが、やはり争われる事件は弁護人の側から見ても検察官がどういうことを立証しようとしているのかという情報をできるだけ早く得ておかなければ、結果的に不意打ちになりかねません。したがって、そう簡単に証明予定事実をシンプルにすればいいというものでもないように思うのですが、私も直接そのような事態に接したことがないので自信を持って言える意見ではございませんが。

**清水**：私もそんなに経験しているわけではないのですが、弁護人側からすれば、検察官の証明予定事実が詳しすぎて弁護人にとって不都合ということは通常ありえないと思います。やはり防御する側からすれば、先に検察官からできるだけ手の内をきれいに明かしておいてもらえた方が、弁護側の防御のポイントも絞りやすいということになると思います。

**川上**：弁護側の立場からしますと、最終的にそれが良いかどうかは別として、できるだけ詳しめの方がいい、ということですか。

**清水**：あまり詳しくても、検討に時間がかかって困るのですが、その時間の問題を除けば、弁護側としては、やはり検察官がどこにポイントを置いて、どこを重点的に、細かく立証しようとしてきているのかということをも早く掴めた方がやりやすいという面はあります。

## 5 長期間の審理が見込まれる事件の扱い

川上：公判前整理手続一般の問題についてはこの程度にいたしまして、特に長期間の審理が見込まれる事件、例えば責任能力が争点となる事件などいくつか類型化することが可能かと思いますが、このような事件についての公判前整理手続にあたって特に工夫されている点、あるいは留意されている事項等がありましたら、ご紹介をいただきたいと思います。

下津：被告人の責任能力を争うという旨の主張を弁護側がし、鑑定の請求も併せて行ってきた場合に、鑑定請求の理由を補充するために、協力医から色々な意見を聴取したい、ついでにはそのために期日をちょっと延ばしてほしいというような要請がままあるわけです。私が経験した事案では、その意見聴取が遅れに遅れて公判前整理手続が延びてしまったというようなことがありました。

河原：長期間の審理が見込まれる事件の大きな類型の一つは責任能力が争われる型です。もう一つは追起訴がたくさんある型です。この二つは審理が長期化しやすいというのが率直なところです。責任能力につきましては、証拠自体を直接見ていない裁判所としては、弁護人が主張の検討にかかると言われると、そんな必要はないということにはできないのです。結果的に公判前整理手続期日が延びるとしても、弁護人の方から鑑定を請求します、あるいはしませんということを決めていただくまでは仕方がないという感じです。

川上：禁反言ということで縛りたいところですけども、そうもいかないわけですね。

清水：日弁連でも、特にこの責任能力が問題になる裁判員裁判をテーマに、平成23年に全国の弁護士が集まって経験交流集会をやっています。そこで、国立精神神経医療センターの岡田先生という著名な精神科医の講演を聞き、それに基づいて、いろんな事例報告をし、それを受けて弁護人として責任能力に疑いを持つような案件があった場合にどう対応をすべきかということについての研修をやっています。実際のところ、やはり裁判員裁判になるような事件では、被告人の精神的な病気が起因しているのではないかと感じることは多いです。我々は全くの素人ですから、その辺りのところはお医者さんの意見を聞かないと判断しがたいのです。そのため、捜査段階で簡易鑑定がされている事案、そうでなくとも鑑定請求をした方がいいのではないかとと思われる事案では、弁護人が信頼する精神科医に被告人を診てもらって、あるいは事件資料を見てもら

って、ある程度の判断をもらわないと先に進めないというのが実情です。弁護人としても、責任能力を争うという場面の他に、責任能力がだめでも、情状面で、こういう性格傾向というか、病気を持って精神的な障害を抱えているということの主張のためにも、そういう診断を受けたいということがあります。このように、いろんなケースがあり得るので、一番適切な弁護活動として何をすべきかということは、弁護人が今まだ手探りで色々研究をしている段階だと思います。そうやって経験を積み重ねることによって、いずれ固まって、解消していくのではないかと考えています。

**川上**：例えば大阪地裁で、公判前整理手続で鑑定を採用し、鑑定結果が出てきたが、ノーマルであるという被告人にとって不利な鑑定であった。そこで再度鑑定請求をしたというような例はございますか。

**河原**：裁判員裁判開始当初は、再鑑定をすると、二つ鑑定が出ることになり、裁判員の方が混乱するのではないかとということで、なるべく再鑑定をしない方がいいというような考え方もありました<sup>10)</sup>。しかし、実務をやっていると、むしろどこが判断の分岐点なのかということが明らかになれば、2つの専門家の判断があったとしても、そこは検察官と弁護人が互いに自分のところの鑑定と相手の鑑定はここが相違点です、この点についてこういう事実があるから、こちらの鑑定の方が信用できますというようなことの方が分かりやすく、結果的にも早いという実践例が報告されています。最近では、再鑑定をしている例も増えているようです。

**川上**：現在の運用は、当初の制度設計段階とは変わってきたということですね。特に鑑定の問題につきまして、民事の医療過誤事件等では、原告側、被告側で複数の鑑定が出てきて、鑑定合戦になることを避けるために共同鑑定のような工夫がされているようですが、そうした点は刑事の方ではいかがでしょうか。

**河原**：最近、私と伊藤さんで組んだ事件で、精神鑑定ではないのですが、児童虐待の事件で傷害の原因が何なのかという点が争われた事件があります。当事者双方の主張を根拠づけるそれぞれの鑑定人の鑑定書が証拠調べ請求されたので、公判前整理手続で、どちらの側の鑑定人も証人採用したうえで、検察官、弁護人は相手方の鑑定人と会い、自分側の鑑定人はこう言っているが、こ

---

<sup>10)</sup> 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』（法曹会，2009年）48頁。

れについてはどう考えているのかということ等について、お互い質問したり疑問をぶつけあったりする機会を設けるということを決めた例があります。その事件などは、裁判員の方の感想を聞いても、判断の分岐点が大変分かりやすかったとのことでした。

**川上**：従来ですと、鑑定結果の報告は、鑑定人の作成した鑑定書で、大部のものが出てくることも少なくなかったのですが、今は鑑定をした方に証人として来ていただき、口頭で説明をしていただいて、必要なところはスライドやプロジェクター説明していただくこともあるのだという報告もなされています。鑑定の結果報告についての証拠調べの実情はいかがでしょうか。

**河原**：裁判所は鑑定を採用する場合、精神鑑定につきましても、鑑定書そのものはA4の用紙で1, 2枚程度にしてくださいということをお願いしています。当事者用にもっと厚いものを作っていただくことはありますが、裁判所はそれだけで結構で、かつ、昔ありましたように心神喪失である、心神耗弱であるなどという最終的な結論については記載しないで結構ですということにしています。鑑定人からみて、平たくいえばどんな病気があって、その病気がこの犯行にどう影響を与えたのか、そのメカニズムだけ記載していただくようお願いしています。鑑定人の方には法廷に来ていただいても、だいたい小一時間ぐらいのプレゼンテーションをしていただくという感じで行っている例がかなり多いのではないかと思います。これは大変分かりやすいと思っています。東京地裁もそんな感じですか。

**下津**：はい。同じような感じですよ。

**川上**：もう一つ公判前整理手続が長引く類型の事件として、追起訴の多い事件があげられましたが、河原裁判官、これはいかんともし難いのでしょうか。それとも何か妙案みたいなものが考えられるのでしょうか。実情をご紹介いただければと思います。

**河原**：追起訴型は本当に古くて新しい問題でして、これについては併合の利益もあるので仕方がないかなと思っています。むしろ、検察庁の方でどうしているのかを伺いたいです。

**太田**：追起訴については、特に管理職になると、「追起訴は急げよ」、「とにかく公判期日が決まっているから、追起訴は急げよ」と口を酸っぱくして指導するのが常です。担当検察官もその必要性はよく分かっているのです。警察に補充捜



査、追送致を早くしてくれと、せっついているわけです。ですから、決してあぐらをかいているわけではありません。ただ、これは捜査の第一線の必然として、捜査とはそもそも予定が立てにくい仕事でして、例えば所轄警察署で刑事課長以下数人しかいないところも、複数の身柄事件を併行して行っているのが通常であり、まして突発的に重大事件が起きるなどしたら、今捜査中の事件の捜査をしばらくお預けにして非常事態にかかりきりにならざるを得ないこともあります。ですから、警察官も検察官も公判のために追送致・追起訴を急がなければならぬということは、重々承知しながらそれが遅れがちになるというのが現実であるわけです。すべての事件捜査をスケジュールどおり順序良く捜査して処理していくことが、背に腹を変えられず困難となる事情もあり、これはもう永遠の問題です。それでも検察庁の認識としては、公判の決まった日程に、迷惑をかけないようにできるだけ早く追送致・追起訴が必要です。特に在宅事件の場合には、若干寝かしていてもそう問題はないのですが、身柄事件については、追起訴事件が在宅送致であっても身柄事件と同じような意識で捜査をして、追起訴を早くしなさいとの指導を各庁の管理職はやっていると思います。弁解がましい説明かも知れませんが、その実情はご理解いただきたいと思っています。

**川上：**結局これは併合の利益を考慮するという現行法体系を前提とすると、どんなに捜査機関がベストを尽くしても壁があるということでしょうか。

**太田：**必ずしも併合しなくても、一部の非対象事件について先に裁判所で有罪を出し、そして裁判員裁判の方でその有罪を前提として、実質的に併合の利益を加味した判決を出すというような運用とかはありえますかね。このような方法は実務ではどうでしょうか。

**河原：**区分審理が活用される事例としては、例えば、否認の殺人事件と、数はいっぱいあるけれども自白している小さい窃盗が何件かあるような場合です。このような場合については量刑で最終的に考慮すればいいかなという形でやる場合もあります<sup>11)</sup>。ただ、なかなかそういう事件は少ないのです。似たような事件がそれなりに、例えば、同種の強盗致傷が何件もあるようなものが一番悩ま

---

<sup>11)</sup> この問題を詳しく検討した文献として、西田眞基「裁判員裁判における客観的併合を巡る諸問題」植村立郎判事退官記念『現代刑事法の諸問題』第3巻303頁（立花書房、2011年）、特に319頁や安東章「区分審理制度の運用について」同書367頁がある。

しいかなと思います。

**下津**：やはり、強盗とか強盗致傷が複数あるような場合に、犯情としては共通するものが多いので、まとめてやった方が量刑判断として適切だろうという事情があり、なかなか区分審理をするには至らない場合が多いです。

## 6 いわゆる「難解概念」が問題となる事件の扱い

**川上**：最後に、いわゆる難解概念が問題になる事件についてです。このような事件についての公判前整理手続運用上の問題点についていかがでしょうか。もし事例があればご紹介いただきたいのですが。

**河原**：公判前整理手続の段階で、殺意とか共謀とかについて、共通の説明案というものを作る例は多いようです。しかし、例えば、抽象的に故意とは何かという議論をしましても、実際には出てきた証拠と事実等によりますので、説明案の作成にあまり時間をかけるのは、労力の割に生産的ではないのではないかなと考えています。

**川上**：具体的な例でいいますと、例えば共謀共同正犯で被告人は共謀にしか関与していないから共謀を争うというようなことがありますね。そういう場合には共謀とはこういう意味ですというように、裁判所が間に入って、当事者とすり合わせを行う、こういう理解でよろしいでしょうか。

**河原**：そうですね。それを前提として、それぞれの冒頭陳述などを行っていたく、あるいは我々も評議の際にそれを前提として裁判員の方に説明する、というふうな形で行っています。しかし、これは色々なやり方があるのではないのかと思います。下津判事はいかがでしょうか。

**下津**：判例タイムズ<sup>12)</sup>で、大阪の刑事実務研究会が難解概念の説明案についてかなり詳細なご検討をされており、我々も参考にさせていただいているところですが、先ほど河原部長が言われているように、案についての議論をするということにどれだけの意味があるのかという考えもあります。当事者に示して特に異論がなければ、共通して同じ説明を用いることにはなりますが、共通認識が簡単に形成できないということになれば、そこはもうあまり頑張らずに、あとは証拠の中身からポイントとなる事実は何なのかといった辺りで議論をしていっ

---

<sup>12)</sup> 大阪刑事実務研究会「裁判員裁判における法律概念に関する諸問題」判タ（2011-2012年）。

た方が生産的ではないかなと思います。

川上：仮に説明の仕方では合意が得られなかったとしても、検察官は次の冒頭陳述でかくかくしかじかの理由で被告人には共謀共同正犯の責任を問うるのだということを陳述され、弁護人は逆の立場から、共謀共同正犯は成立しないという冒頭陳述ができる、後は証拠調べをやって、最終的に論告弁論で異なる立場から説明がされて、評議へ持ち込まれるということなのではないでしょうか。

下津：そうですね。だからといって、裁判員が判断に困ったとか、評議が混乱したということは、経験上あまりないです。ただ、共通の説明があった方がより議論がしやすかったということはあるかもしれません。

川上：結局、主張の裏付けとなる証拠があるかどうかということに尽きるのでしょうか。

下津：そうですね。

### Ⅲ 公判審理の概況について

#### 1 選任手続について

川上：次に公判審理に入りたいと思います。はじめに裁判員選任手続についてです。これは制度設計の時は色々危惧する声もありましたが、非常に高い出頭率です。その高い出頭率の前提として、早い段階で辞退事由等について問題のある方については呼び出しをしないという点が挙げられ、その辺りの運用がかなりうまくいっているように伺えるのですが、実情についてご紹介いただければと思います。

河原：統計に表れています通り、当初危惧されていたよりも出頭率はかなり高いです。当部でも平成25年2月に3週間の裁判員裁判を行いました。先ほど申しました児童虐待の事件です。時節柄、かなり不出頭は多いのではないかと担当裁判官とも協議しまして、130人呼び出しをかけたのですが、結果として最終的に20数名の方に来ていただきまして、滞りなく進みました。みなさん大変お忙しい中来ていただきまして感謝しております。

下津：東京でも同じでありまして、柔軟な対応をすることが、高い出頭率に繋がっていると思います。

川上：選任手続について、検察・弁護の立場からお気づきの点、ご意見等ございますか。

太田：裁判員制度における選任手続は、アメリカの陪審との大きな違いがありますね。アメリカの陪審はいわば陪審員の陣取り合戦です。これが裁判の帰趨を決し、人によっては、陪審員の顔触れがそろって選任された段階で結論が見えたとすらいわれることもあるようです。例えば被告人がマイノリティだと、弁護人は被告人にシンパシーを感じるような、マイノリティの人を集めようとしますし、検察はその逆を選任しようとします。また、探偵業のような陪審員コンサルタントという業種があり、大きな事件ではこれに依頼して陪審員候補者のプライバシーまで徹底的に調査し、その調査結果に基づいてボワ・ディールと呼ばれる公開の法廷での選任手続では候補者にプライバシーにも及ぶ質問を行うなどして、専断的忌避が活用されることが多いようです。私は、アメリカの検事から、検察官はどのような候補者を確保しようとし、どのような候補者を排除しようとするかについて生々しい裏話を聞いたこともあります。しかし、日本の場合は選任手続を自分の側に有利と思われるような裁判員の陣取り合戦をするというような発想は、少なくとも検察官の側には絶対にありません。おそらく弁護側も基本的にはそうだと思います。私は日本が司法参加制度の、ある意味後進国であったために、陪審制度の良い面は活かし、悪い面は排除するような制度設計にしたことが裁判員の選任手続の良い面として十分発揮されていると思います。

清水：そうですね、いまアメリカとの比較の話がありましたが、日本は単一言語で人種や宗教による違いといった多様性は少ない、同質的な社会だということから、スムーズにいくのかと思います。実際のところ、個別の場面を見てこの人は偏見を持っているから排除しなければ、という判断をすることはほとんどないのではないかと思います。一応、選定の際の追加質問も多少は認められています。基本的にあまり追加質問は認めないようですが、例えば、「その事件と同種の被害にあった経験がありますか」、あるいは「事件現場の近所にお住まいですか」といった程度の質問は認められていて、それによって判断しているようです。

川上：追加質問の例をご紹介いただきましたが、理由なし不選任の現状について、何かお気づきの点があればお教えいただけますか。

**河原**：太田先生のお話にありましたように、検察官は比較的理由なし不選任はしません。弁護人の場合は人によって様々で、例えば性犯罪で、意図的に女性を排除しようとしているとみられる例もあります。ただ、男女や、住んでいるところといったアメリカにあるような問題は日本では考えにくいのではないかと、というのが私の実感です。

**太田**：私が大阪高検にいたときに、管内のある非部制庁の地裁における性犯罪の事件で、弁護人の方が4人の女性候補を不選任請求により排除したという事案がありました。しかし、そのような例は決して多くはなく、弁護人一般がそうだという印象はありません。

## 2 期日指定について

**川上**：次は公判期日の指定に入りたいと思います。先ほどかなり立ち入ったところまで伺うことができましたが、そのお話も踏まえて、あるいはそれに付け加えて問題点等、お気づきの点があればご紹介ください。これは裁判所の方から伺った方がよろしいかと思しますので、河原裁判官から大阪地裁の実情あるいは運用の実態等をご紹介いただきたいと思います。

**河原**：大阪地裁は法廷の数が少ないということもありまして、裁判員部と非裁判員部とで分かれています。その関係もありまして、期日がなかなか入りにくいという現状があります。自白事件で何の問題もなくとも、5ヶ月程度先にならないと期日が入らないということも必ずしも珍しくありません。そういうことがありますので、先ほどから申し上げているように、打合せをなるべく早く行ったり、ある程度審理の見通しがついたら期日指定をしたりするなどの方策をとっています。しかし、抜本的な問題解決には至っていません。期日指定が先になればなるほど証人等の記憶も薄れていくので、直接主義や口頭主義といった刑訴法の基本原則が形骸化します。また、保釈率もかなり上がっているとはいえ、被告人という地位にいつまでも、しかも整理することもないのに置いておくというのも問題だということについて、大阪地裁では共通認識を持っているのですが、何せ妙案がありません。

**川上**：今のお話ですと、大阪地裁の場合は、裁判員事件を専門にやる合議部と非裁判員事件をやる部と2つに分かれています。その理由は裁判員裁判専用法廷が少ないからである。それが期日指定の問題についても隘路になっている、そ



ういう理解でよろしいですか。

**河原**：法廷自体は平成 25 年度に増改築する予定です。しかし、他にも問題があります。否認事件が全国的に見てもかなり多いということです。そして、いわゆる「体感否認」と我々は言うておりますが、統計上は自白となっているものの、犯情にかなり争いがあるといった事件もありまして、いわゆる標準的自白事件は大阪地裁ではかなり少ない状況です。そこでどうしても、非裁判員部を含めて、色々な事件の期日がたくさん詰まって、たまにある問題の少ない事件の期日を早めに入れてたくても既に何ヶ月も期日が入らないという事態になることがあります。

**川上**：「体感否認」とおっしゃいましたが、いかにも大阪らしいという感じがいたしました。物理的なところも違うと思いますが、東京地裁ではいかがでしょうか。

**下津**：そこまで切迫している状況ではないのですが、確かに長い期日を要するような事件だと弁護人の都合もありまして、かなり先の期日でないと指定できないということは結構あります。ちょっと話は変わるのですが、指定の仕方として、裁判員の拘束時間をできるだけ短くするために、従前は選任期日と第 1 回公判期日を午前・午後という形で連続して行うという指定が多かったです。この運用によりますと、午前中に選任された裁判員及び補充裁判員はいきなり午後法廷に連れ出されるということになり、心の準備が十分できなかったと言われた裁判員もいらっしゃいました。また、仕事を持っている方の中には、選ばれるかどうかかわからないので、最終的な仕事の調整をせずに来られる方がいらっしゃって、選任直後の昼休みに大慌てで仕事の調整をしなければならないという裁判員もいらっしゃいました。そういったこともあって、最近では選任期日と第 1 回公判期日の間をあけるという運用がかなり広くされておりまして、場合によっては 1 週間程度空けるということもあります。さらに、期日の入れ方の問題として連日的な開廷をしなければならないことになってはいますが、例えば評議を含めた期日が 10 日間必要な事件で、5 日・5 日の 2 週間で終わらせるよりも他の仕事や家事といった色々な都合もあるので、週に 1, 2 日休みを入れてもらった方がよいと言われる裁判員が比較的多いことから、長くかかるような事件ですと、週に 3 日とか 4 日という形で期日指定をしていくというような工夫を行っているところです。

川上：期日指定の在り方・運用をご紹介いただきましたが、これも当初はおそらくこの制度を動き出した1年目は、ほぼ午前中に選任をして午後から第1回公判手続を行うというパターンが多かったようです。それに対する裁判員の方のアンケートや意見交換会で出てきた意見に基づいて、全体の運用を大きく改めたということでしょうか。そうした期日指定の在り方は全国的な動向と伺ってよろしいでしょうか。

河原：選任手続と公判審理を同日にするか、別の日にするかというのは、裁判体によっても違いがあります。ただ、先ほど下津判事がおっしゃった通り、制度発足当時と異なり、最近は別の日に行う例も増えてきていると思います。裁判員経験者の意見交換会を大阪地裁で行ったときの意見によると、裁判員によっても、その方の立場や当たった事件によりけりです。概して、通貨偽造などの軽い事件、あるいは殺人事件でも介護疲れという事情があつて執行猶予が想定できるような事件、こういう事件ですと同じ日にやった方がいいという意見が多かったように思います。他方、多少時間がかかるような事件、あるいは重い事件は、下津判事が言われたように、少し心の余裕が欲しいという意見が多かったように思います。連続的開廷につきましても、なるべく週に1、2日休みを取り、裁判員の方の負担に考慮しています。この点は、裁判官サイドからしても、自分の持っている単独事件、非裁判員事件もどこかで開廷しなければならないので、そういう運用も最近はされているかと思えます。

川上：今のお話によれば、裁判員裁判を担当しながら非裁判員事件や単独事件もお持ちになっているのですね。検察・弁護の立場から、期日指定についてのご意見・ご感想があればお伺いしたいと思います。

太田：質問を含めての意見なのですが、制度開始前に広報活動を行っていた頃は、制度に対する強い反対意見もありましたし、国民の多くは参加したくないという声が強かったので、検察も、おそらく裁判所も、気軽に参加してください、一般の常識で結構です、大半の事件は3日で終わりますと、こういう広報が中心であったと思います。しかし、制度が始まってみると、むしろ裁判員の方々の多くは、選ばれた以上、短ければいいというのではなく、じっくり考えて納得のいく判決を出したいと思っておられることがうかがえます。これは日本人の真面目な性質の現れだとも思うのです。それが当初想定した3日で済む事件と思われる事件が4日になったりして、それが期日指定の在り方にも影響

しているのではないかと私は推測しているのですが、実際に裁判を運営されていかがですか。

河原：大阪地裁に関する限りでは、選任から始まって、3日で判決まで終わると予想される事件などにつきましても、評議の時間を比較的じっくりとって、4日ほどの日程を組むという例が増えていると思います。裁判員の方は一生懸命議論されますので、無理に評議を打ち切るよりも、次の日も丸一日使いましょ、時間が余ったなら余ったで、それでいいという日程を組む方が多いようですし、裁判員からも不満を聞いたことがありません。

川上：そうしますと、裁判員の方にとっては充実した評議、徹底的に議論する時間を取ることが必要であり、そのために仮に審理が3日で済むところが4日、5日かかることになったとしても、裁判員の方は負担に思っていないのではないかと理解でよろしいでしょうか。 弁護人から見ていかがですか。

清水：裁判員の方にじっくり考えて評議を尽くして結論を出していただきたいというのは、当然だと思います。

### 3 冒頭陳述について

川上：次は冒頭陳述について伺います。裁判員裁判では弁護側も冒頭陳述を行うことになっています。検察・弁護の冒頭陳述の実際を、裁判所から見て問題はないかという見地から、実情をご紹介いただきたいと思います。

河原：一般的に冒頭陳述が長くなっているという問題意識はあります。検察官は決裁制度などがあるせいもあるかとも思いますが、多少個人差があるにしても、それほど長くはありません。しかし、弁護人の方によっては長いことがあります。私が経験した中でもA4の用紙で十数枚というのを出されたことがあって、それをコピーして裁判員の方に読んでくださいと言われ、裁判員から、「これを読まなければならないのですか」と言われたことがあります。法律家は書面を丹念に読むということを、苦痛に思わない特殊な世界に生きていますが、これを裁判員に期待することはできないということを、特に弁護士の方々には理解していただきたいです。

川上：今のお話の中にA4の用紙で十数枚というのがありましたが、それを弁護人は朗読されるのですか。

河原：朗読用に短いものを用意される弁護人もおられますが、冒頭陳述の朗読

で約1時間かかったということもあります。

**太田**：パワーポイントの使用ですとか、B4の用紙1枚で色も使ってかなりビジュアルに、文章ではなく体言止め、箇条書きでポイントを指摘しているという方法が検察官は多いと思うのですが、そのような方法は裁判所にとっていかがですか。

**河原**：概して裁判員の方には評判は良いです。

**太田**：検察官は、その後の評議の時にも自分達が提出したそのようなビジュアルな資料が、議論の整理のベースになり、この点の立証は失敗したとか、ここは納得したといった議論がなされることを期待しているのだらうと思います。裁判所ではそういうものに頼らずに、当事者の示した資料を踏まえて独自の何か整理した資料を作成するなどして評議を行うこともあるのでしょうか。

**河原**：最近では、裁判所は独自のものを作らないというのが一般的だと思います。なお、裁判員の方は冒頭陳述を基に証拠調べに臨むといわれても、十数枚もありますと、どこに何が書いてあるのかわからないので、現実問題として裁判員の方が弁護側の冒頭陳述を読めなくなっているという事態もあります。そうなりますと、コンパクトにまとまっている検察官の冒頭陳述しか読まないということになってしまっています。

**太田**：逆に弁護側も1枚でビジュアルにして、検察官の主張と比較して、どちらが納得できるかというように議論をすることになると、弁護側もビジュアルなものにした方が、議論がかみ合うということがあるかもしれませんね。

**川上**：大阪地裁での実情の一端をご紹介いただきましたが、東京地裁ではいかがでしょう。

**下津**：私の限られた経験からの話になるのですが、検察官は基本的にA3もしくはA4の用紙1、2枚程度の冒頭陳述メモという形のメモを事前に配布して冒頭陳述を行うということが多いように思います。冒頭陳述に関しては、一頃その詳細化がいわれまして、刷り込みですとか、証拠と主張との混同という問題点が指摘されていきました。それについては検察官の中でもそのような問題意識を持っていただいて、総じていえば、検察官の冒頭陳述については簡潔でわかりやすいものになってきているのではないかと思います。自白事件ですと概ね10分位になっているという感じです。かたや弁護人となりますと、冒頭陳述に時間をかけてかなり大量の情報を盛り込もうとする例が、まだ散見されます。主

張と証拠の区別がわからなくなるような詳細な冒頭陳述は適正な事実認定という観点から問題があると思います。

川上：公判期日における具体的な手続の進行は公判前整理手続で決めるわけですが、その段階で、裁判所としては具体的な冒頭陳述に検察官は何分、弁護側は何分、とわかる。したがってその段階で訴訟指揮をして適正な冒頭陳述が行われるように努めているということですね。弁護人の立場からいかがでしょう。

清水：裁判員裁判で弁護人側は、最初の段階から冒頭陳述で有罪心証を刷り込まれてしまうということを、やはり非常におそれています。職業裁判官ならそのようなことはありえませんが、裁判員は一般の方ですから、どうしてもそうなりやすいのではないかという危惧があります。他方、弁護人は旧来から裁判所を説得するのにできるだけ主張を細かく、事実をたくさん拾ってそれで説得をすると、こういった仕事の仕方を長年続けてきたわけですから、両者がプラスされると今のような膨大な情報量の冒頭陳述をしてしまうということになるのだと思います。しかしそれとは違うのだと、相手は裁判官ではなく裁判員、普通の一般の素人の方ですから、文字情報を多量に提供しても、とても咀嚼はしていただけません。やはりポイントを絞って、違う事件の見方はこうですよといういわゆるケースセオリーを提示して、裁判員の頭の中を、一度は検察官の冒頭陳述で傾いた可能性のあるものを、中立的に戻してもらおうということを目的にすべきだと思っています。したがって、弁護人側も、そういう観点で、そのためのポイントは何かということ、裁判員の側に立って考えて、そのためのペーパー資料もできる限りそれに絞って作るべきだと思います。

川上：公判前整理手続を行って、争点と証拠の整理ができ、第1回公判が始まり、そこで冒頭陳述が行われるわけですが、検察側の冒頭陳述と弁護人側の冒頭陳述がうまく噛み合って、非常に分かりやすい例もたくさんあると思います。しかし、どうもうまく噛み合っていないのではないかと、公判前整理手続ではうまく争点整理ができ裁判所も納得できたけれども、実際に冒頭陳述を聞いてみると、どうもずれているのではないかとといったようなことはないでしょうか。というのは、もしうまく噛み合っていないとすると、公判前整理手続で十分争点が詰めきれてなかった、あるいは、当事者の証拠の評価が少し甘くて、とりあえずは主張予定ということで整理したけれども実際に証拠を検討してみるとどうもそうではなかったということで、ずれてくることもあるかと思うのです。



その辺りのギャップというのはいかがでしょうか。

**河原**：先ほどの争点整理の在り方とも関わるのですが、争点というのは訴因レベルだけで整理すればよいのか、あるいは間接事実、あるいはそれよりも下の再間接事実、あるいは補助事実のどのレベルまで整理すべきか、というのは事案にもよりますし、裁判官の考え方にもよります。先ほども紹介しましたが、裁判官によっては、公判前整理手続の段階で補助事実は細かく整理しない方がよい、この証人についてどれだけの時間をかけて信用性を弾劾するということさえわかればよい、などと考える方もいます。川上先生がおっしゃった通り、制度の当初では、おそらく補助事実に至る位まで歯車がきれいに噛み合うような整理を想定していたと思いますが、今の実務は必ずしもそうではないと思います。

**川上**：そのために裁判員の方が証拠の評価を適切に行うことができない、あるいは判断を迷うというようなことはないのでしょうか。

**河原**：細部まで争点を整理した結果、多くの主張が出たり、冒頭陳述で多くの情報が盛り込まれたりしても、裁判員は十分には咀嚼できません。冒頭陳述に色んな情報が盛り込まれるのは百害あって一利なしとまではいえないかもしれませんが、一利もないというのは間違いないです。

**下津**：基本的には河原部長の言われている通りでして、争点を深く詰めていけばそれだけ公判前整理手続が長引く要因にもなりますので、今はそこまで詰める運用はあまりされていないのかなと思います。

#### 4 証拠調べ手続について（書証、物証、証人、被告人質問）

**川上**：冒頭陳述を踏まえまして、今度は具体的な証拠調べ手続について伺います。これについては公判中心主義ということで、直接主義、口頭主義ということが大いに喧伝されておりますが、その一方で、自白事件を含めて、書証が多用化されてわかりにくいという裁判員の意見やアンケート結果の指摘がされているところ<sup>13)</sup>。証拠調べに関しては、当事者追行主義に立ちますと、結局、検察官がまずどういう形で、どういう証拠方法で立証するか、そこにかかっているのではないかと思います。これを全否定するわけにはいかないと思います

<sup>13)</sup> 最高裁判所・前掲注3) 18-19頁、前掲注6) 72-75頁。

ので、裁判所としても非常に悩ましい判断を迫られることがおありなのではという気がいたします。こうした点を踏まえまして、証拠調べ手続について裁判所の方で特にご留意されている点などございましたらご紹介いただければと思います。

**河原：**本題から離れますが、まず、乙号証、これは自白調書であっても公判に出てこなくなった、そもそも検察官が請求してこない例もかなり増えてきたと思います。また昔ですと、いわゆる2号書面<sup>14)</sup>もよく出てきましたが、これも出てこなくなったという印象です。逆に弁護側から捜査段階での初期のいわゆる警察官調書、捜査報告書が弾劾証拠としてたくさん出てきて、検察官は段々請求しなくなる、この傾向は、少なくとも大阪地裁ではどの裁判長もよく言っています。これはまず大きな変化かと思います。本題に戻りますと、大阪地裁は先ほども申しました通り自白事件、特に標準的自白事件がとても少ないので、自白事件の人証化というの、やりたくてもそもそも自白事件がありませんというのが実情です。ただ、先ほどもお話しました責任能力については、これは争いがなかったとしても、精神科医の先生に来て頂いてプレゼンテーションをしていただくという方法が、おそらくほとんどの部でも行われていると思います。わかりやすい立証、あるいは直接主義、口頭主義の徹底という観点から、重要な証拠については、書証では調べないという運用が増えているかとは思いますが、書証と人証との適切なバランスをどうとるかという点については、固まった運用がないのが現状です。

**太田：**ちょっとお尋ねしますが、今お聞きして意外に思ったのは、検察官が、2号書面にあまり頼らなくなった、また、被告人の自白調書もあまり出さなくなったという点です。証人が検察官調書の通り供述してくれたり、被告人質問で自白調書どおりの供述が得られたりすればこれらの調書が要らなくなるのは当然ですが、実際の裁判では、調書の内容を全否定することまではしなくとも、かなり供述を後退させるようなこともあると思います。そのような場合でも、検察官は、従来なら取調べを請求していた2号書面や自白調書を請求することが少なくなった、ということでしょうか。そうすると、検察官は、後退した供述に対して、公判での尋問で弾劾するわけですか。例えば「あなたは今そうい

---

<sup>14)</sup> 刑事訴訟法第321条1項2号に基づく書面をいう。

うことをおっしゃっていますが、検察官に対しては取調べの際にこういうことを言ったのではないですか」、「言ったことは言いました」などとのやりとり、これで賄ってしまうのですか。それで事実認定には支障がないのでしょうか。

河原：支障があることはかなり少ないのではないのでしょうか。

太田：決定的な障害にはならないということですか。

河原：そうですね、それがために有罪認定ができないといったことまでの経験はありません。

太田：つまり、2号書面を使わない限り立証が不可能という事件は別として、供述が少し後退したので検察官がいわば安心のために足りないところを2号書面で賄うといったことは減ったということでしょうか。要するに、立証に、根本的、重大な影響がない限りは、できる限り公判の尋問で弾劾して、裁判員に心証をとっていただいて、公判では嘘をついているなといった心証を裁判員がとってくれたと思えば、検察官はそれ以上深追いといえますか、2号書面に過度に頼るということはしなくなったということですね。

川上：まさに新しい時代の核心司法における証拠調べの在り方、重要な点ではないでしょうか。従来の精密司法型ですと、太田先生もおっしゃった通り、裁判所も不安ですからそこまで調べていたのではないかと思います。

中川：乙号証もあまり出てこないというのは、被告人質問をやって、それで立証が足りるということでしょうか。

河原：これは検察官が出してきても、裁判所ではねている例もかなり多いのではないかなと思います。

中川：却下しているということですね。

川上：昔は2号書面の採否を巡る攻防というのは、争いのある事件ですとほぼ例外なく焦点になっていたと思いますが。

中川：乙号証でも最初の請求証拠には書いてくるのでしょうか。

河原：それも多くありますが、そもそも請求してこないような事件もあります。

中川：それが少し意外でした。

太田：従来なら請求していたけれども、裁判員裁判になってやらない例も増えているということでしょうか。

河原：そうですね。

伊藤：乙号証の取調べと被告人質問の順序については、だいたい被告人質問先

行になります。そうすれば、検察官も被告人質問で弾劾が済んでしまったと思えば、調書はもういいですとって請求していても撤回します。むしろ弁護人の方が、同意して信用性を争っているようなときに、一部には有利なこともおそらく書いてあったと思うのですが、検察官が撤回してしまって、梯子が外されたとおっしゃっていたことがありました。

**太田：**先ほどの弁護人の方が、被告人の現段階の供述よりも、捜査段階のある時期に被告人の弁解に沿う調書があるから弾劾証拠として出すと、そうした場合いわゆる教科書事例的ですが回復証拠として検察官の方が検察官寄りの調書を出すといった攻防もないのですか。

**河原：**そうですね、そのような例は見たことがありません。

**太田：**では、弁護人が請求するのは採用するということでしょうか。

**河原：**これも色々な運用があるのではないかと思います。少なくとも大阪地裁では、弁護人による弾劾証拠の請求が多いということは間違いないかと思えます。

**川上：**大阪の場合は弁護人の方が書証に過度に依存しているかどうかは別として、従来型の立証をお考えになっているのではないかということでしょうか。今の問題に関連するのですが、例えば 226 条とか 227 条とか、今般、若干要件が緩和されたわけですが、この種の書証の活用はいかがでしょうか。証人尋問調書等の書面が出てくるということはあるのでしょうか。

**河原：**多くはないですが、当部で担当した事件で請求された事例はあります。ただ結局、公判供述で賄えたということで、検察官は撤回されました。

**下津：**私が担当した事件の中では、今回の改正が狙いとしているような事例はなく、外国人が強制送還でいなくなってしまうので保全のために行ったという例はあります。

**川上：**書証をめぐる問題について議論していただきました。証拠物については、例えば血の付いた凶器などは、そのまま裁判員の方に見ていただくのではなく、ケースに入れて展示するといった工夫がされているようですが、そのほかの証拠物の取り調べ方法についての工夫や、従来の証拠物の取り調べ方法との違いなどで、創意工夫されている点がありましたらご紹介いただきたいと思います。

**河原：**やはり裁判員への心理的な負担ということと、他方その心理的な負担があるということは逆にいうと心証が掴みやすいということと裏腹ですので、ど

この範囲までやるべきか、ということは難しい問題です。最近大阪地裁でも関連性の議論など法律的な問題として議論しまして、どの辺りまでを調べるべきなのか、あるいは調べられるのかということは、色々な議論がされておりますが、裁判官によってかなりスタンスは違います。

川上：例えば、私が以前、裁判官時代に経験したことですが、殺人事件で被害者の生前の姿を写したアルバムを、検察官が情状立証ということで請求し、弁護人もあえて争わないので証拠として取り調べた例や、プロジェクターを使って法廷で映像を映し出したりしたことがありました。こうした証拠調べというのは裁判員裁判においては色々な点で裁判員の方に与える影響が大きいのではないかという気がするのですが、そうした事例はありますか。

河原：写真だけでなく、ビデオに音楽をつけてドラマ仕立てのようにしたものが請求されたので、これについてはさすがに音楽はやめて下さいといった例などが研究会で報告されています。

川上：それでは、次に証人尋問と被告人質問、人証に対する取り調べです。これは証人尋問ですから、原則的には書証が不同意になって、検察官が主尋問される例が圧倒的に多いと思いますが、証人尋問の技術上の問題も含めて裁判所の方からご覧になってお感じになる点がございましたらご紹介いただきたいと思います。

河原：検察官は、最近はずしも2号書面をそもそも請求しないということ为前提として、争点に即した質問をされる方が増えてきていて、上手になっているなというふうに思います。弁護人も、冒頭陳述で重点を置かれた主張をかなり強調して尋問されているな、上手だなと思う方もいらっしゃると思います。証人尋問は難しいです。今でも、記録を読み返して一番読みたくないのは自分の補充質問です。なんでつまらないことを長々と聞いているのだろうということは、この歳になっても思います。そういう意味では当事者はすごい方が多いです。

川上：裁判所の補充尋問の難しさを語っていただきましたが、裁判所の場合は、ある意味ではやむを得ないのかなという気がいたしますが、東京地裁ではいかがでしょうか。

下津：河原部長がおっしゃっている通りでして、尋問の巧拙が裁判員の心証形成に与える影響は非常に大きいのかなという気はしております。当然印象だけで判断しているわけではないのですが、やはり端的な反対尋問は、証人の信用

性の判断にかなり影響を及ぼしていると思います。尋問技術の向上というものが当事者に強く求められていると思います。

**川上**：それでは、検察官の立場からいかがでしょうか。

**太田**：証人尋問の技術を磨くことが当事者にとって重要ですね。大阪で若手検察官が担当する裁判員裁判を傍聴して、時々ワンポイントでメモ出しをするなどして指導していたのですが、若手の検察官の尋問技術は、やはりまだまだだなあ、という感じが強かったです。例えば正義感旺盛な若手検察官が、証人や被告人に対し、尋問というよりも追及になってしまっているということがあります。時には若い検察官がカッコとして裁判所や裁判員をほったらかしのようにして、証人や被告人との間で言い合いになって水掛け論になってしまう、これは最悪な尋問です。敵性証人に対して、あるいは被告人に対して、こちらに有利な証言を引き出そうとか、法廷でも自白させようとかいうことは、土台無理なのです。法廷は追及の場でなく審理の場であって、淡々と相手の供述の不合理的な点を浮かび上がらせるような、効果的な質問をしないとだめだと思います。また、反対尋問は深追いしてはだめです。反対尋問はどこまで聞いてどこでやめるか、尋問の展開を常に予測してやらなければならない。そういった意味でアメリカの法廷というのは、その辺の証人尋問の技術の攻防合戦ですが、まだまだ日本はそこまでいっていないという印象を受けます。もちろん、岡目八目という言葉のように、かくいう私が模範的な尋問ができるかどうか、自信はありませんが、当時私は、このような視点で若手検察官を指導していました。私は、この2年の間に検察庁全体で、検察官の証人尋問の能力がどれくらい向上しているのかどうか、若干心配しているのですが、裁判所からご覧になって、相変わらず下手な尋問が多いのか、それなりに向上している、若手でもいい尋問するなというのが増えているのか、いかがでしょうか。

**河原**：一般的に言って、いい尋問をする方が多いと思います。しかしこれもどうしても人それぞれです。

**下津**：尋問技術という観点とは違うかもしれませんが、検察官の中には手元にある調書の内容の再現という意識がまだ残っているのかなという気がしております。調書の内容が出てこないとちょっと焦ってしまうというか、追及できなくなってしまうというか、そういう様子が垣間見えることがあります。その辺の意識を変えていく必要があるのかなというのが個人的な感想です。



川上：弁護人の立場からいかがですか。

清水：尋問技術という意味でいえば、弁護人よりまだ検察官の方が上手だと思います。しかし我々弁護士の仕事は、誰かさんと対面してその相手からいかに情報を聞き出すか、その技術を磨くことが常に必須の職業だと思います。弁護人と被告人の二人だけでやり取りして、お互いわかっている、という状態ではまだ駄目で、その二人のやり取りが、裁判員から見て理解できて頭に入っていく、興味のあるやり取りをしているなというレベルに持っていく必要があると思います。ですから私も第1号の模擬裁判をやって、DVDに録画されている映像を見ますと、なんて下手くそなんだと思うわけです。技術面でいえば、人から見て自分がやっていることはどう見えるのかということ、客観的に見て反省しながら、技術を磨くということになると思います。また、どれだけの情報を引き出せるかということについては、こちらもしっかりと基礎的な情報は頭の中に入っていてすぐにどこからでも取り出せるという状態、極端なことをいえば、尋問する相手の証人よりも事実関係は自分の方がよく知っているんだよというぐらいのレベルで、更に裁判員にその事実関係がよくわかるように伝えていく、そういういった力を磨いていかないといけないと思います。

川上：裁判員裁判の時代には、大型の否認事件などでは、例えば検察官の主尋問だけで全1日、全2日必要、反対尋問も同じだけ時間が欲しいという例も決して少なくありませんでした。裁判員裁判ではそうした長時間の尋問を行わなければならない事件はないと思いますが、それでも事件によっては主尋問だけでも相当程度時間がかかる事件もあるのではないかと思います。その辺りの実情はいかがでしょう。

河原：概して主尋問は最大で60分くらいではないかと思います。裁判員がある程度集中して聞ける時間はどのくらいか、検察官、弁護人ともにお考えになっておられるので、3、40分くらいでというふうに言われることが多いように思います。

川上：私の経験では、主尋問が60分だとすると、主尋問と同じだけ時間が欲しいとおっしゃる弁護人が大勢おられたのですが、反対尋問はどうでしょうか。

河原：そうですね。そういう方が今でも多いとは思いますが、蓋を開けてみると主尋問・反対尋問ともに比較的短く終わることも少なくないです。最終段階での公判前整理手続で、本当に争いのないところを更に詰めていっている

ことも、ポイントを絞った尋問がされている一因だと考えています。

川上：それは公判前整理手続の運用の実務の知恵がそういう形に結実してきたという理解でよろしいのでしょうか。伊藤裁判官、何かお気づきの点はありませんか。

伊藤：そうですね。弁護人側から弾劾調書の朗読が証人尋問の際に行われる場合がかなり多いというのを問題意識として持っております。最高裁の判例<sup>15)</sup>は、電車内での強制わいせつ事件の審理における被害者の証人尋問において、捜査段階で撮影された被害者による被害再現写真を示して尋問することを許可した措置に違法はなく、証人に示した被害再現写真を証人尋問調書に添付（刑訴規則49条）することは適切であり、証言で引用された限度において被害再現写真は証言の一部になっていると認められるなどと判示していますが、弾劾調書を示して公判調書添付を行った場合、事実上の影響力が無視できず、伝聞法則の趣旨に抵触しないだろうか考えさせられることもあります。その辺りは問題意識を持っていますが、人証そのもので分かりにくくなったということはありません。ただ、裁判員裁判における人証という点では、むしろ裁判員裁判ですと法廷で色々なものを示したり動作したりということが多いのではないかなと思います。その際調書に残しにくいと言って書記官が困っているという場面はよく見ます。

中川：証人尋問は、録画しているのですよね。それを見ればいから、いちいち調書に言語化しなくてもよいという発想はないのですか。

伊藤：法廷を録画しているカメラも映る範囲が限定されていますので、大きい動きをしようとしたり、あるいは物を必要とした動きをしたりすると、必ずしもあのカメラでは撮れないということも多いのです。そうすると、写真で撮ろうかということになるのですが、単なる動作であれば問題はないのですが、静止画では表しにくいものもあります。動作も含めてプレゼンテーション的なものをどう調書に残すべきか、というのは法曹三者が考えなければならないという問題意識は持っております。

川上：非常にいいご指摘を頂いたと思います。例えば、従来の証人尋問や被告人質問ではその場で身振り、手振り等を行った場合には、裁判長は、必ず言語

---

<sup>15)</sup> 最決平成23年9月14日刑集65巻6号949頁。

化、文章化していましたね。

**伊藤**：それは現在もやっております。ただ、法廷で直接証人を見聞きしている裁判員にとってわかりやすいことも重要ですが、記録されたものだけで判断する高裁にとってもわかるように、動作を言語化するという意識を持ち続けなければならないと考えています。記録からの印象と法廷での印象という点に関係して、例えば取調べを録音録画したDVD等が活用されるような場合もありまして、裁判員に対する事実上の影響力というものを踏まえると、若干気にはなるところです。

**川上**：今の点ですが、捜査段階の被疑者の供述を録画しているので、それを実質証拠として取り扱うという趣旨でしょうか。

**伊藤**：私が経験した事例は違います。乙号証の任意性の立証のため使われました。しかし、そうはいっても、被告人が取調室でこうやって話しているという生の姿が映されてしまいます。法律的にはそれは実質証拠ではないとはいえ、事実上の影響力を果たして無視してよいのか、というところは若干気になるところです。

**中川**：同意書証についても証人尋問をやった方がよいかという点について、東京なり大阪なりそれぞれにどのようなお考えがあるかをお聞きしたいです。

**下津**：裁判官の意識は、自白事件であっても、やはり量刑の判断の分かれ目になるような重要な事実に関する証人は調べるべきであるという考え方になってきていると思います。ですので、当事者には証人尋問の実施にはご協力頂きたいという形で公判前整理手続の中で働きかけをしているところです。当初は証人の負担等を重視して抵抗されることも多かったようですが、裁判所の問題意識を理解して頂いて、性犯罪の被害者のような場合はともかくとして、取調べ可能な証人については証人尋問で立証するという形の立証活動が徐々に広がっているように思います。

**川上**：それでは大阪地裁の実情をお願いします。

**河原**：下津判事のおっしゃる通りです。重要な事実については証人調べをしようという裁判官が多いと思います。ただ、最近は刑訴法の学者から、当事者主義との関係で、理論的な問題もあるのではないかという問題提起もされていま

すので<sup>16)</sup>、研究会の場では活発な議論もあります。

**太田**：この問題は、捜査に携わった立場からすると、やはり悩ましいのは、捜査で色々な第三者の方の協力をいただくときに、裁判にも出て証言しなくてはいけないというのは非常に心理的な負担になるということです。そのようなときに、「それは最終的には裁判所が判断することであり、また弁護人の対応ぶりいかんによりますが、私どももできる限り、貴方に二重の負担をさせないで済むよう努力しますから、なんとか協力していただけませんか」というお願いをして、やっと重要な参考人から供述を得られるという場合もあります。特に、性犯罪の被害者にとっては、捜査段階で何度も呼び出され、公判でも証言させられということが、二重三重の負担となり、深刻な問題です。先ほどの心理的負担が大きいという点はビデオリンクや証人遮蔽等の措置によって相当カバーされると思うのですが、捜査官としては、やはり裁判員裁判における直接主義、口頭主義の重要な意義をできる限り活かさなければならないという要請があり、両者をどのように調和させていくかということが、重要で、また難しい問題でもあります。

## 5 論告・弁論について

**川上**：それでは、証拠調べのエンディングとしまして、弁論手続です。当事者の弁論が適切に行われているかどうかというところから、裁判所からご覧になっていかがでしょうか。

**河原**：次の評議、量刑とも絡んでくるのですが、弁論の内容についてお話しします。およそ執行猶予は考えられないが、法律上は執行猶予が可能である殺人事件等において、弁護人から、執行猶予相当であるという科刑意見が述べられることがあります。裁判官としてはさほど違和感を持っていないのですが、裁判員から「反省もしてないのですか」「弁護士まであんなことを言うとはなんですか」というふうな感じで受け止められることが割に多いです。そのような場合、量刑評議をしていると、言ってみれば針が逆にブレるっていうのですか、結構重い方向に議論が進んでいくようなことを時に経験することがあります。

**下津**：現状についての報告ということからすれば、冒頭陳述の場合とほぼ同じ

---

<sup>16)</sup> 川出敏裕「裁判員裁判と証拠・証明」論究ジュリ夏号 53 頁 (2012 年) 等。

なのですが、A3あるいはA4の用紙1, 2枚程度のものをメモとして配布した上でなされる例が多いようです。裁判員裁判における特徴としては、後ほど議論される量刑検索システムを踏まえた形の求刑、更には弁護人の方の量刑意見が出てくるということがあります。

**太田**：論告も長く詳しいのが良いとは限らない。必要なポイントについて、簡にして要を得た論告ということですね。そういった意味では若い検察官はIT機器の使い方が上手ですから、アナログ人間の私ではとてもできないような、大きい文字と小さい文字を使い分けたり色を混じえたり、かなり上手に論告を作成していると思います。先ほどの証人尋問の技術の進捗度と比べたら、若い人はそのような分野には長けているということがいえるように思います。

**清水**：裁判員にどうやって説得的に弁論を行うか、というのはまた裁判官裁判とは違うところに気をつけないといけないと思います。否認事件の事実関係の争いといったところとかはそれほど変わらないのですが、情状に関してはかなり裁判員の感覚と従来の裁判官の感覚と、異なってきていると感じます。したがって、先ほど話に出てきた量刑検索システムの従来型の裁判例をそのまま持ってきてよいのかという点は疑問に思っています。なぜなら、性犯罪の量刑が重くなってきているように、量刑に占める色々な諸事情の重みが、変わってきているように思います。裁判員が考える量刑事情というものを弁護人も情状弁論のときによく考えて主張しなければ、先ほど言われたように「とんでもない」という感想を持たれ、逆効果になってしまいます。我々弁護人は、従来であれば前科前歴がないことは良い情状だと、疑いもなく主張していたのです。しかし、裁判員のみから見ると「そんなの当たり前じゃないか」「どこに良い情状があるのか」と考えるようですので、そういったところも含めて弁護人側も色々なケースを研究しながら裁判員の説得をしなければならないと思っております。

**川上**：今の清水先生のお話は、法律家と一般市民との意識の差があるから、そのところを意識した論告・弁論が大切だということになりませんか。

裁判員対象事件では、被害者が参加して意見を述べるのが少なくないのではないかと思います。被害者参加をめぐる問題点、あるいは実情についてお話しいただきたいと思います。

**河原**：私の経験では、割に裁判員は、被害感情について冷静に受け止めておら

れるかなと認識しております。

**下津**：私の経験した例では、被害者参加人の方がエモーショナルな反応を示すということもありませんでしたので、特に問題はありませんでしたし、他の部においても、被害者参加人のために審理・評議に問題が生じたという例は聞いていませんので、概ね適正な運用がなされているのかなという印象です。

**川上**：制度設計の段階では、これに賛成する立場と反対する立場があり、法廷が復讐の場になるといった意見もあったところですが、当初の危惧は杞憂に過ぎなかったという理解でよろしいのでしょうか。

**下津・河原**：はい。

## IV 評議・判決について

### 1 評議の実情について

**川上**：続いて評議・判決に入りたいと思います。まず、評議の点ですが、これは外部からは全くうかがい知れないところです。今日は現役の裁判官がお三方いらっしゃいますので、個別の事件を離れて、一般的な評議の実情についてご紹介いただければと思います。

**河原**：今、評議というのは、評価型といわれているのですが、検察官の論告に対して、弁護人の弁論を検討しても、合理的な疑いがないかどうか考える、という姿勢で臨むというやり方で、基本的にはほぼ統一されているのではないかと思います。事実認定については、この証拠からみて合理的あるいは、常識的にみてこういう事実がいえるところでしょうか、常識的にみて疑問が残るところでしょうかという議論は割によくできると思います。また、量刑事情についても、いろんな量刑事情について、こういった犯情が良くないとか、一般情状としてこういうところが良いとかそういう議論もよく出てきます。ただ、最後、量刑の段階で、ポイントとしての具体的な量刑として懲役何年がいいと思いますかという段階になると、途端に裁判員の口が重くなるということは、どの裁判官も経験してくるところだと思います<sup>17)</sup>。ある意味では当たり前のことなのですが、事実を

---

<sup>17)</sup> 司法研修所編『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』（法曹会，2012年）24頁。

認定した上で、最終的な点としての量刑に結びつける段階での評議は、なかなか難しいと考えております。

**伊藤：**一般の方も、事実認定に関しては、常識というところが要になりますので比較的難しくないようです。実際に、裁判官独自の事実認定手法などというようなものがあるために、裁判官と裁判員で、経験や考え方がかみ合わないということは経験したことはありません。法律概念についていえば、殺意に未必の故意も含まれるかどうかなどのように、世間一般の言葉とずれる概念というのがありますので、その説明をどうわかりやすくしようかというところで苦労があるときはあります。ところが、法律のあてはめも、結局は、認定できる事実が前提ですし、説明しなければならぬ法律概念も、認定できる事実からすれば自ずと限られます。結局は、基本どおり、つまり、事実を認定して、事実即概念説明をすれば、最終的に有罪無罪を決めること自体がそれほど大きく問題となったことは、あまりないかなという印象をもっています。ところが、量刑になってくると難しいことが多いです。法律家としては行為責任主義だとはいつてもいますが、「じゃあ、それって刑法の何条に書いてあるのですか」、「どうして従わなければいけないのですか」と言われたこともあります。あるいは、法律家からみれば重要な情状事実について、その人からしてみればそんなことは重要ではないという裁判員に対して、こういう点に目をつけなさいとはもちろんいえないはずなので、そういった意見をどのように集約していくのかは悩ましいところという感じです。あと、当事者の意見について申し上げると、長い弁論とかで、どこか一か所信用できないという結論になった場合、その他の部分についても、見てもらえないということにならないようにしないといけないと思っています。その2つは関係ないのに、なんでこっちがネガティブだったらそっちもネガティブに考えてしまうのですかというように、裁判員の考えを伺うなどして、少し注意を払ったりすることはあると思います。

**下津：**お二人の話とはちょっと違う観点からお話をしたいのですが、先ほど太田先生から司法制度改革の議論の中では日本人は議論ができるのかという懸念があったとのご指摘がありましたけれども、それは本当に杞憂であったという気がいたします。太田先生のご指摘の通り、裁判員は非常に真面目に裁判に取り組んで、自分に与えられた使命に対して本当に真摯に向き合っておられまして、評議で意見が出なくて困ったということはありません。また、施行前には、

裁判官が結局リードして、裁判員をいいなりにするのではないかというような意見もありましたが、それも杞憂であったと思います。裁判員の方には自分の実体験に基づいた、斬新な意見を言っていたと思います。裁判員裁判を担当している裁判官は、裁判員の意見に目を開かされる思いを日々感じていることだろうと思います。そういうことからしますと、私は非常に充実した評議がなされていると思っています。

**川上：**下津先生のご指摘された点は、裁判員の方のアンケート<sup>18)</sup>を見ても、充実した良い評議ができた、自分の意見を十分に言えたという感想が圧倒的に多いですが、これに裏付けられているという感じでしょうか。

**太田：**その点で、私は長野勤務当時の6回の模擬裁判を始め、多数の模擬裁判を傍聴したのですが、模擬ですから評議の場面もモニターで見ることができました。当時の議論の中には、裁判官が議論をリードすることに対する警戒心が強く、それをさせまいとする論調が強かったように思います。そのためか、ある模擬裁判では、裁判官がそのような意見に過剰反応されたのか、裁判員に自由になんでもお話し下さいという感じで対応されるため、ある論点を議論中に別の論点に関する意見が出てきたり、積極的に長く何度も発言する人と、遠慮してほとんど発言しない人との差が出たりして、議論の收拾がつかなくなって時間切れになる例もありました。他方、ある模擬裁判では、裁判官が非常に適切に議論の交通整理をされました。裁判官が自分から先に意見を言うことはせず、論点ごとにはじめに裁判員全員に発言を促し、ときどきそれらの意見が今やっている争点と関連しないものである場合には、「その点は重要だけれど、次の争点に絡むのでその時に議論しましょう」という形で非常に上手に交通整理をされ、限られた時間で必要な論点についての議論を尽くすことができ、私は感心させられたことがあります。私は、「ブラックボックス」との評価もあるアメリカの陪審制度の持つ弊害に日本の裁判員制度が陥らないためには、裁判官による適切な議論の交通整理が非常に大事ではないかと思っています。裁判官が適切な議論の交通整理をすることと、裁判官が評議の意見を一定方向にリードすることとは全く異なるのであり、そういう意味では、裁判官が審議を適切に整理することに対する過剰な批判は、私は決して妥当ではないと思っています。

---

<sup>18)</sup> 最高裁判所・前掲注3) 21-22頁, 前掲注6) 79-80頁。



す。

**川上**：評議は基本的には裁判長が主宰することになっていますが、一番裁判員の立場に近い立場、例えば伊藤裁判官のような左陪席裁判官の方が適宜意見を述べるということは、太田先生のおっしゃる交通整理の意味でも大切ではないかと思います。こうした点の運用上の工夫など、何かおやりになっていることがありましたら、ご紹介いただけたらと思います。

**河原**：これといったこともないのですが、検察官が先ほど論告で主張されたまづここから議論していきましょと、「この問題、これについて弁護人はこう言っていましたね」「そこはどう思われますか」という感じで評議を進めていけば、みなさん意見は言ってくれます。このような評議をしていけば、裁判官が裁判員に押し付けるなどという問題は起こらないと考えています。

## 2 量刑検索システムの利用について

**川上**：次に量刑の関係です。最終的な宣告刑の決定にあたっては、裁判員の方もすぐには意見が出てこないというお話がございましたが、法定刑は決まっている、処断刑もおのずと決まってくる、そうすると最後はピンポイントで懲役何年が相当なのかということになるわけです。量刑につきましては裁判員裁判が始まるというので量刑検索システムが整備され、これが相当程度実務でも活用されているという報告もございます。最近の実情をご紹介いただきたいと思います。

**河原**：量刑検索システムは評議には必須かと思います。我々も一応、裁判員に色々議論していただいた上で、似たような事例については、一応量刑データの集積があるんですけどご覧になりますかという形で問いますと、今まで見たくないといわれたことはございません。ただ、3年目の検証の結果<sup>19)</sup>にも出ています通り、裁判官だけの時代の量刑に比べて、強盗致傷あるいは性犯罪等の量刑は一段程上がっているというのは実際の評議でもよく感じる場所ではありません。

**伊藤**：量刑検索システム自体は字が小さいうえ、分量も多く全部読むわけにもいかないの、何を裁判員にお示しするのかというセレクトは難しいところで

---

<sup>19)</sup> 最高裁判所・前掲注3) 22-23頁、前掲注6) 83-90頁。

す。しかし、基本的にはすごく有用なツールだろうなというふうには考えています。裁判員の方も、やはりいくら検察官が求刑意見を言って、場合によっては弁護人から科刑意見が出たとしても、じゃあ具体的な数字でといわれたときに、なかなか答えが出ないものですので、やはり前例というのは大事なのかなというところがございます。

川上：弁論でも量刑検索システムはご利用になっているのでしょうか。

河原：踏まえておられるのではないかなと思われる例はございます。

下津：私の例では、弁論メモに量刑検索システムの分布のグラフを添付されている方もいらっしゃいました。

中川：じゃあ、弁護人も量刑検索システムにアクセスできるんですね。

下津：はい。細かいことをいえば、量刑検索システムをどういう形で示すかですとか、示す内容ですとか、その点についてはいろんな意見があると思うのですが、量刑検索システムが量刑評議を行う上で有用な手段であるというのは裁判官の共通認識だと思います。ただ、注意しなければならないのは、グラフによって示される量刑の分布があたかも一種の拘束力をもった規範のようなものであると受け取られることがないように注意しなければいけないと思います。この分布でいくと7年がピークですから、7年が基準ですねみたいなリードはするべきではないと思います。

川上：量刑検索システムがうまく活用されているというお話でした。これは、裁判員の方が持っている公平感、自分はこの被告人は相当悪い人だと思っているし、厳しい処罰でよいと思う、しかし、そうかといって同じようなことをやった人に比べて、極端に厳しいのはやはり問題ではないかと、妥当な結論を得るために裁判員の方は悩まれるようです。そういう意味で、量刑検索システムは裁判員の方のニーズにマッチしたツールとして、大いに活用されているということになりましょうか。

### 3 量刑傾向について

川上：先ほど河原判事から量刑傾向について若干ご紹介いただきましたが、裁判員裁判における量刑傾向はいかがでしょうか。最高裁の検証報告書<sup>20)</sup>にもデー

---

<sup>20)</sup> 前掲注17)。

タが示されております。ある程度予想されたことといえるのか、あるいは若干予想に反していたのか。なぜ従来の裁判官裁判と量刑傾向で違いが出てきたのか。その辺の問題について河原判事いかがでしょう。

**河原**：先例と比べて、公平かということは比較的気にされない方が多いのではないかというのが私の印象です。いくつかの評議で「この事例についての量刑が今までこれぐらいの枠の中にあるということは分かります。でもそういうのを変えるために裁判員裁判があるのではないですか」というふうなことを言われたことがあります。それは一回ではございません。我々裁判官も裁判員裁判が始まった趣旨からすれば、今までの量刑傾向というものをかなり幅広く考えていかなければいけないなと思っております。また、控訴審からも破棄されてくることがほとんどありません。控訴審の裁判官に聞いても、ここはストライクゾーンを広く取らなきゃいけない、と言われております。

**川上**：控訴審の裁判官もストライクゾーンを広くとって構えているということですね。下津先生いかがですか。検察、弁護の立場からお願いします。

**下津**：報告書で分析されているところはその通りなのだろうと思えます。自分の関与している件数から全体的な傾向についてコメントするのはなかなか難しいのですが、やはり分布は広がっているでしょうし、今までの裁判官だけのときの量刑とは変わってきているというのはあるでしょう。

**太田**：一口でいえば裁判員裁判の判決は、重かるべきは重く、軽かるべきは軽く、ということが相当鮮明に出ていると思えます。検察官の求刑と同じかそれを上回る判決も少なくない。性犯罪については従来よりも厳刑化の傾向がある反面、市民感覚からして同情を禁じ得ず、また被告人の更生を期待するような事件では、執行猶予率が高く、保護観察をつける執行猶予は増えています。私が大阪勤務当時、ある管内の裁判所で、介護疲れの夫婦間の殺人事件で、いくら介護疲れが原因であったとしても結果は重大ですから、従来の感覚からすると実刑相当事案で、もし執行猶予だったら検察官控訴となるであろうと思われたのですが、結果は保護観察付執行猶予判決であり、裁判員裁判だということでは検察官控訴せずに確定した事案がありました。裁判員裁判における検察官控訴案件は非常に少ないですし、最近若干増えたということも指摘されていますが、それでも制度実施以前よりは遥かに減っていることは間違いないと思えます。

清水：弁護人の立場からすれば、重罰化は歓迎しない部分ではありますけれども、ただ、言われたように一般の感覚を裁判に取り入れるという意味からすればやむを得ないのかな、という気もします。また、それはその事件の弁護人の努力不足じゃないかという気もしないでもありません。どういう要素が絡んでいるのか、ちょっと私も個別事件に関与していないのでわかりません。被告人・弁護人の立場からすれば、先ほど川上先生が公平感とおっしゃったけれども、法的安定性、すなわち世の中は動くけれども、裁判所はその動きの最後に追随すべきだという安定感が必要だと思います。同じような状況下の同じような行為についてはできるだけ保守的な量刑、それを目指すということも、裁判員制度に反発するような意見かもしれませんが、それも大事かなというふうに思います。

伊藤：一般論なのですが、裁判員の方は、「仮釈放の実態はどうなっていますか」と聞かれるなど、行刑にすごく興味を持たれている方が多いです。一方、実態と異なった事実をおっしゃる方も少なくありません。「私たちが判決しても3分の2で出るんじゃないの」、「無期懲役なんて20年で出てくるんじゃないの」といった具合です。そういった行刑の実情について非常に関心を持たれる方が多いのは、裁判員の皆さんが、量刑に対して責任を感じておられることの表れだろうと思います。我々裁判官も、最近の制度の実情等については犯罪白書等を読んで勉強しないといけないな、というのは日々感じているところではありますし、事件によっては検察・弁護の方々にも、行為責任主義に付加する要素として、行刑の実態を踏まえた主張をしていただいた方がいいこともあるかもしれないなということを補足させてください。

川上：今の点については、制度設計の段階から裁判官の心構え的な、従来とは違うのだということがいわれていたように思いますが、特に裁判員裁判をメインに仕事をされていると、そうした感覚が生まれてくるということでしょうか。

#### 4 いわゆる「手続二分<sup>21)</sup>」について

川上：規則では198条の3に規定が置かれているだけですが、裁判員裁判が始

---

<sup>21)</sup> 手続二分とは「起訴状に記載された犯罪事実の存否に対する立証の段階（罪責認定手続）」と「有罪と認定された被告人に対する刑の量定の為の情状立証の段階（量刑手続）」を分離するという考え方をいう。

まってから、改めて手続二分論ということが研究者の一部で強調され、実務家の中にもこれを推奨する論者がおられるようです。その一方で必要性が果たしてそれほどあるのかという批判的な議論もあるようです。そこで、実際に裁判員裁判をご担当になっている立場から、手続二分論についてお伺いしたいと思います。まず大阪地裁の実状をご紹介ください。

**河原：**手続二分論で審理された例も報告されています。しかし、純粋な手続二分論を実践する裁判官は少ないのではないかと思います。

**伊藤：**当部で経験したことがあるものと、自白事件で、弁護人の方から罪体に関する被告人質問と情状に関する被告人質問を分けてやってほしいという申し出があって、やったことがあります（刑訴規則198条の2参照）。ただ、特に犯情というのは最大の量刑事情でもありますので、じゃあ情状のところでは「今深く反省しています」ということだけ言わせるのですかってことになってしまふ。被告人質問を聞いても、むしろ分かりにくくなった感もあるのではないかとこのころではありました。弁護人の方が、情状で特に悪情状に関するものを罪体の前に出されると、裁判員が有罪の心証を持つのではないかと懸念するところは、特に否認事件だとあり得るところかなと思いますので、配慮の方法として、二分論あるいは二分論的な運用はあり得るところかなと考えています。

**川上：**この点について検察はいかがでしょう。

**太田：**アメリカの陪審と違うのは、アメリカの場合は評議に裁判官が入りませんから、陪審員が被害者の悲惨な被害状況を見て、それに対する情緒的な反応が評議を支配してしまうことがあるともいわれています。このような制度では、陪審は有罪か無罪かだけを判断し、量刑については、有罪となった場合に、保護観察官が量刑調査報告を行い、量刑ガイドラインに沿って裁判所が量刑判断をする、という手続の二分に必要性と合理性があると思います。しかし、その意味では、裁判員制度は豊かな経験のある裁判官と一般市民が協働していること、また、工夫された多数決方式により、一部の極端な意見が量刑を左右するということは制度的に防止されています。そのためにも先ほど述べたような裁判官による適切な議論の交通整理が重要でしょう。そのような観点からは、手続の二分は、陪審制度の場合ほど不可欠なものではないと思います。ただ、量刑面の証拠が、事実認定における裁判員の判断に影響を与えないよう、証拠調べの手続は出来る限り分けられるべきことは当然でしょう。私が二分論について

てよくわからないのは、論文等を見ますと、一旦事実認定をして、中間評議、中間評決ですか、そこでもし無罪となったらそれ以上先に進まない。有罪の判断がなされて初めて量刑についての審理を行うということのようですが、そうすると、情状の審理に入った途端に、もうこの裁判体は有罪の判断を既にしていくということが見えてしまうのではないのでしょうか。その点を、二分論者はどのように考えているのでしょうか。

**河原：**そのようなことがあるので、裁判官の多くが、純粹な手続二分論にふみ切らないところがあるのではないかと思っております。

**中川：**現行法は、二分論を前提にしていけないわけですが、おそらく弁護士サイドで考えられていることは二点あるようです。一点目は、偏見を抱くのではないかという点。例えば、これは裁判官裁判の時代からあったわけですが、冒頭陳述で前科を記載することについて。もう一つ、最後まで無罪主張していったときに量刑資料が出せなかったという点。その二つの実際的な理由があるから、弁護士側は二分論を主張される。それなりの理由があるものだから、そういう運用を取り入れる裁判所もあるのだと思います。しかし、色々問題も生じるので、二分論的運用は難しいと割り切る考えもあると思います。

**清水：**中川先生のおっしゃる通りで、余計な予断情報を罪体の立証の時点で入れないというのが最大の眼目でしょうから、本当に無罪を争うんだけれども、有罪に備えて、情状立証することがいいのかどうなのかとか、弁護士としては大変悩む部分があるところで、それを解消する手続なのかもしれないですね。賛否両論あるのだらうと思うのですが、そのような極限的な、無罪主張はするけれども、有罪になった場合に備えて立証しておくというような事件にあっては、使い道があるのかなとは思っています。

**中川：**弁護士サイドから、否定的な意見というのはないのではないですか。

**清水：**弁護士の方はどちらかというとな二分論にすべきではないかというような声が強いと思います。

**中川：**弁護士会もそのような提言をしているのでしょうか。

**清水：**そうですね。

**中川：**それで、刑事弁護実務の手引きなどで、今言ったような、あくまでも無罪主張の場合はもう予備的にでもそういう情状立証すべきでないという方向にしたということはないですか。

清水：私が研修所の教官をしていたころは、無罪主張を行う事件については、主張を弱めることになるから、有罪を前提とする情状立証はすべきではないと教えていました。

伊藤：私が修習をした64期のときは少なくともそうでした。

川上：現実問題としまして、例えば河原判事のご経験で、被告人は全面無罪であるという主張をして、一切情状立証されなかったという例はございますか。

河原：ございます。

川上：それにもかかわらず裁判所が有罪の心証を形成した場合、量刑判断は検察官の一方的な主張にのっとった証拠で行われることになりますね。被告人の立場からすると非常に怖い立場に立たされるということになります。しかし、それも弁護人と協議をしたうえでこの線でいこうとなったのだから、裁判所としては、昔であれば職権発動してでもちょっと被告人質問をやるとか、ありえただろうと思いますが、今はそういうことは一切されないのですね。

河原：そうですね。その事件の裁判員から、どうして情状立証を弁護人はされないのか尋ねられたので、これはたぶん弁護人も被告人とよく相談してこの事件は無罪主張だけでいこうと決めたのでしょうと。そうすると弁護人の立場としては有罪を前提とした情状立証は出来ないのですよと。これは仕方がないのですよ、それ以上のことをやっちゃいけないのですよ、と説明しました。我々法律家は納得できるのですけれども、裁判員からみれば情状立証をすればいいのにと思うのは素朴な感情なのだろうと私は思います。

## 5 判決書について

川上：最後に判決書についてです。制度が施行されてからしばらくの間は、裁判員裁判らしい判決とか、いろんなことが言われて、これこそが望ましい判決ではないかという指摘がされる例もありましたが、昨今また旧来に戻りつつあるのではないかという声も聞かれるところです。判決書の在り方についてご苦労されている点、あるいは実情についてご紹介いただければと思います。

河原：決定的に違いますのは、裁判員裁判以外の事件では、判決の段階では書証も公判供述の記録などもすべて手元にあつて、それを基に判決書を作成します。しかし、裁判員裁判の場合ですと、公判での供述調書というのは、基本的にはできていないのです。しかも評議から判決まで、連続的開廷ですので、評

議終結から判決まで長くても数日ということが多いかと思います。私が経験した例でも、無期懲役を言い渡した事件で、陪席から私のところに起案が来たのは、判決言渡しの前の日の夕方6時、それで次の日午前11時判決言渡し、ということもございました。裁判員裁判の一つの制度設計からして、結論に至ったポイントだけを判決書に端的に記載するというのもあるべき姿とは思いますが、そうはいっても無期懲役になるような事件というのは、記録をよく読み込み、判決を書き、その後判決を多少寝かし、さらにまた熟慮した上で宣告すべきではないかという感覚が、私のような古い裁判官には残っています。

**下津：**川上先生からご指摘があったように、詳細な昔のパターンの判決書に戻っているんじゃないかという反省があり、判決書の改善を真剣に検討しています。量刑に関する司法研究の本<sup>22)</sup>が刊行され、その中でも指摘されていますが、今までの量刑の考え方は、実務における量刑相場を前提に公平の観点から落としどころを探るといような感じの判断であったといえ、判決書の量刑理由も、当事者が主張している量刑事情を単に並べただけで終わってしまっていた、という問題点がありました。しかし、現在では、どのようにして主文の刑が導かれたのか、その過程を分かりやすく説明することが判決書に求められていると思います。評議の中では、この刑を決めるポイントってどこなのだ、ということを中心に議論を行いますが、そのような考え方は、非裁判員事件についても、影響を及ぼすようになってきていると思います。

**川上：**左陪席裁判官として事件の主任裁判官を務めることが多いと思われまので、伊藤裁判官からご苦労されている点や工夫されている点などありましたら、ご紹介ください。

**伊藤：**短い時間で書かないといけないというのはかなり厳しいものがあります。先ほど河原部長がおっしゃった無期懲役になった事件ですが、あれなどは、訴因が全部で41件もありましたので、証拠や法令をチェックするだけでも大変でした。

量刑については、まさに今司法研究も出たところではあるのですが、例えば、罪となるべき事実に社会的実体を反映させたのであれば、そこから当然にわかるようなことは量刑の理由にあえて書く必要はないのではないか、という議論

---

<sup>22)</sup> 前掲注17) 24頁。



があるというふうに伺っています。ただ、そうはいても、死刑や無期懲役となるような事件であれば、罪となるべき事実に書いてあっても、量刑の理由にも、「あなたはこれだけのことをやったんでしょ」というところは書かなければいけないのかな、というところはあるかと思いますが。

そして評議で裁判員の方がかなり重視されたようなところ、それが量刑にどの程度影響したかはともかくとしても、心情的にはかなり重視されているようなところをどの程度取り上げればいいのかというのは、日々悩んでいるところではあります。

**中川**：判決では、若い裁判官の指導という意味では昔のような判決を書いてももらった方がいいわけですね。ただ私は個人的には、裁判員裁判は極めて簡潔な判決でいいということを高裁時代から思っていました。否認事件であっても、証拠の取捨選択と争点の結論だけ記載されていればいいのではないかという考えです。

それから量刑事情については、日本の量刑は、最終的な判断、おさまりが適正かを重視しています。そこにはアメリカの量刑ガイドラインのような考え方、具体的にはこういう事情があるから基準から10%重くなる、こういう事情があるから20%軽くなるという発想はあまりありません。例えば、自白した、真摯に反省しているから何%軽くなる、あるいはこういうふうに捜査に協力したから10%軽くなる、そういうガイドライン的発想はないと思います。しかし、特に刑が減輕される過程は、ある程度明らかにしていく方が良いと思っています。

**下津**：評議のなかでは個々の量刑事情を細かく評価しているというわけではありません。結論に至る過程で一番ポイントになった、評議の中でもここをめぐって議論がなされたというところをメインに量刑理由を述べていくという意識をもっと持つべきだということだと思います。

**太田**：アメリカの陪審裁判では、ギルティ、ノットギルティだけの答申しかしませんが、それは、原則的に事実誤認を理由とする上訴を許さないというシステムによって成り立っていると思います。裁判員裁判では当事者双方に事実誤認による上訴も許すのですから、先般の最高裁の判例が示したように、原審の判決が論理則、経験則に照らしてどうかという点で事後審の判断の対象となる上で、その判断を行うために必要な判決理由が書かれていなければ、上訴を認めた裁判員制度が陪審制度とは異なることの意味が活かされなくなりますよね。

そのためにどれくらいの詳しさが本当に適切なのかという問題でしょうね。

中川：情況証拠による認定というのはなかなかまだ、発展途上にありますからね。情況証拠が10個あるとすれば、1個について証拠はこういう採否をして、これはこういう判断だ、そういうことをずっと箇条書きにしていけば、必ずしもそれほど長い判決にはならないのではないかと思うのです。

## V 「見て聞いて分かる審理」は実現されているか ——裁判員のアンケートをどう見るか

川上：見て聞いて分かる審理，これが実現されているか。最高裁の検証報告書で紹介されている裁判員のアンケートを見ても，かつてに比べると分かりやすい審理についての評価が下がってきています<sup>23)</sup>。その原因は何か，どこに問題があるのか，改める方策は何か等について，ご紹介ください。

河原：裁判員裁判開始当初というのは検察当局も，起訴する事件を慎重に絞ってきたのではないかと思います。それがやはり3年くらいやっていると，そうはできなくなっていっているということも，原因の一つとしてあるだろうと思います。あと，一人の被告人が，偶然出会った一人の被害者とささいなことでけんかとなり，相手を殺害したというような単純な殺人事件一件では，見て聞いて分かる審理というのは，割に実現しやすいと私は思います。しかし，色々複雑な経緯を持っている，あるいは，人間関係が何人も出てくる事件になってきますと，どうしてもわかりにくくなってくると思います。あるいは実体法の問題としても，日本の刑法は故意だ，共謀だと，かなり主観的なものに重点を置いておりますから，これを立証するというのは色々な証拠を組み合わせなければいけないこともあるという問題もあると思います。ただ，実際に裁判員裁判をやっておられますと，裁判員の評価は基本的にはわかりやすかったですと言ってくれることがかなり多いです。最終的なアンケートの結果が3年間で少しずつ否定的なものになっていっていることはありますけれども。実際に裁判員の方から聞いている感想と，やや齟齬するような感じを私は持つ

<sup>23)</sup> 最高裁判所・前掲注3) 18-20頁，前掲注6) 72-75頁。

ております。

**伊藤**：統計上は確かにネガティブになっているのですが、誰がやっても難しい事件は難しいのです。端的に言えば、件数が増えてきて、複雑困難な事件も一定の件数がでて、それは不可避的に難しくなっているから、ネガティブになっているのではないかなという気はしています。わかりやすい審理というところであれば、書証、人証の適切な証拠調べの振り分けがメインになると思います。特に書証について、従前は裁判員裁判であれば全文朗読が原則であるということもいわれていましたが、争いがない事件、あるいは結論にほとんど影響しないと思われる書証などでは、要旨の告知を積極的に活用して、審理においてもメリハリを付けるという工夫をすることは、わかりやすさの観点からも必要なのかなと考えています。

**下津**：最高裁の検証報告書にも書いてありますけれども、自白事件において、わかりやすさという点の評価が下がっている<sup>24)</sup>ということが、一番問題なのだろうと思います。やはり慣れということに従前のやり方に回帰してしまった面があるのかなという気がしております。

**太田**：検察官の公判活動のわかりやすさが低迷してきている原因がなんなのだろうか、ということなのですが、一つには証人尋問が下手で、あらかじめ用意した尋問事項を全部聞かなくちゃいけないと思って、延々とやっているということが原因にあると思います。私が指導するとき、「時間が限られているのだから、あらかじめ、絶対に聞かなくちゃならないこと、聞いた方がいいこと、聞かないなら聞かないでいいけれども、時間があつたら聞けばよいということ」を区別しておいて、時間を見ながら、絶対に必要なことは漏らさず聞く、それ以外は思い切って捨象する、そういうふうな応用力が大切だよ。」ということを書いていました。そういう辺りがどれだけ向上しているのかどうか。

それと、もう一つ前から気になっていたのが、書証であれば要旨の告知はだめで、全文朗読が原則だということが、本当に金科玉条なのかと思います。というのは捜査段階で作成された調書が同意になるなら書証を取り調べればよく、真に必要な場合に証人尋問を行えばいいと思うのです。ただ捜査段階ではまだ争点がわからないので、後日の公判で結果的には争点とならない部分も含めて

---

<sup>24)</sup> 最高裁判所・前掲注3) 18-20頁, 前掲注6) 72-75頁。

延々と調書を取ることが多いのです。それを上手に抄本化できればよいのですが、抄本化したら文章が繋がらなくなったりします。例えばある目撃証人の調書で、どうして現場に至ることになったのか、という経緯が詳細に記載されている場合、公判で、証人がその現場にいたこと自体は問題とならず目撃内容のみを立証すれば足りるというような場合には、調書に記載された現場に至ることになった事情や経緯の部分はさらりと要旨の告知で済まし、目撃状況の部分のみを、ゆっくりと大きな声で読むということも許されてよいのではないかと前から思っていました。この点に関して、実際の裁判ではどのような運用がなされているかということをお聞きしたいのですが。

**河原：**争点に即して、検察官が工夫すべきであって、証拠調べの内容を裁判官や裁判員に対してわかってもらえるかどうかが一番大事だと思っています。ただ残念なことに、検察官の中には、争点の軽重に関係なく、本当に調書を意味もなくのんびんだらりと読まれる方も確かにいらっしゃいます。そういう方の朗読をずっと聞いていると、裁判員がわかりにくいという印象をお持ちになることも仕方がないのかなと思うことはあります。

**太田：**そういう時は弁護人も事前に折衝して、争点と関係のないところは端折っていいですねと、そういうふうによく調整すればいいのではないかと思います。もちろん裁判所の了解を得て、この部分は要旨の告知で賄わせてください、とかそういうところは柔軟にやったらいいのではないかと思いますのです。

**川上：**公判前整理手続では、証拠の取調べの時間も打ち合わせるわけですね。そうしますと、例えば、これだけ分厚い証拠だから、原則は朗読にしても、争点と直接関係しない部分は要旨の告知で済ませてくださいとか、裁判所から当事者に言うことはないのですか。

**河原：**ただ内容自体を裁判所が見ているわけではありませぬので、「これは 20 分くらいかかるのです」といわれると、「いやこれは 15 分でできるはずだ」とか、そういうことは根拠を持っては言えません。

**川上：**そうしますと、証拠を請求する検察官なり、証拠をご覧になっている弁護人から、ある程度積極的に進言してもらわないと裁判所は分からないということでしょうか。

**河原：**そうですね。やはり難しいと思います。

下津：要旨の告知を活用できないかという議論はありますが、やはり裁判官と裁判員の情報格差といった問題をなかなか克服できないという状況です。

太田：抄本はありますか。

下津：抄本はかなりあります。

太田：マスキングして。

下津：ええ。抄本化の作業は大変だということは、太田先生のご指摘の通りなのですが、同じように要旨の告知も適切にやるための作業というのもまた同じように大変ですので、問題はその辺の兼ね合いなのだろうと思います。

川上：見て聞いて分かる審理について、アンケート結果によれば弁護人の評価には厳しいものがありますが、弁護人の立場からいかがでしょうか。

清水：それは弁護人の努力を要するところだろうと思います。裁判員にとって、見て聞いて分かる審理というのを、法曹三者で目指すということは大変良いことです。弁護人も同じように努力をすべきです。また裁判員にとって、見て聞いて分かるということは、同じ一般人である被告人にとっても、見て聞いてよくわかる、そういうふうになるのが理想であると思います。先ほど判決書の話が出ましたけれども、一方当事者である被告人にとって、その判決書の中身がちゃんと納得がいくものかどうか、これは単に判決書だけの問題ではありません。審理の過程でどのようなことが議論されて、どのような形をとって、自分の事件がどういう角度からみられ、その結論がどうなったのかということ、きっちり確認する権利が被告人にもあるのであって、審理がきっちり充実されて、被告人にも納得いく形で行われていけば、何もあえて判決書を詳しくする必要はなくなるのかなと思います。被告人から見ても、わかりやすく行なわれた審理過程を経て下された判決に感銘力があって、最終的には被告人の更生に資するというのが弁護人にとっても理想の手続だと思っています。

## VI 上訴審の動向

川上：裁判員裁判の判決書が、旧来型に戻りつつあるのではないかということが先ほど話題になったところです。しかし一方で、裁判官の立場からすると、上訴審が控えていますから、上訴審の審理に耐えられる認定・判断・説示をし

なければならぬという意識もあるのかもわかりません。そこで、上訴審の側から、ご経験を踏まえて、中川先生お願いします。

中川：今、川上先生がおっしゃった点については、一定の詳しさがある判決でなければ困るという裁判官も、私が高裁にいるときはおられました。私は少数説かもしれないけれども、別にその判決の書き方が悪いから破棄するわけではなくて、証拠を検討して、結論が悪いから破棄するわけです。したがって、それほど詳しく書いてなくてもいいというのが個人的な考えです。ところで、控訴理由のうち、「事実誤認」については平成24年の最高裁の判決<sup>25)</sup>が出ましたから、論理則・経験則等に照らして不合理であるということをも具体的に指摘できなければならぬという、それなりの基準は示されたわけです。特に裁判員裁判では、論理則・経験則等に違反する不合理なものでない限り、許容範囲内とすべきであるとの姿勢が示されたわけです<sup>26)</sup>。しかし、有罪、無罪の結論が分かれるケースでは、先ほどの論理則・経験則等違反の基準、さらには合理的な疑いを超える証明に関して、高裁の裁判官も悩む場面はあると思います。

これについては、最近、アメリカの連邦の最高裁の判決<sup>27)</sup>がいくつか出まして、この合理的な疑いを超える証明ということがアメリカでも結構問題になっています。前者の判決の事案は、州の陪審で、突然死なのか、揺り動かして（暴行）死んだのかという、認定が問題になった事件です。小さな赤ちゃんが死に、そばで寝ていた祖母が長期が終身の不定期刑に処せられたという事件ですが、これは陪審で有罪になりました。人身保護令状事件で、連邦の高裁の裁判官は非常に悩んだようでして、合理的な疑いを超えた証明がなされたとはいえないとしました。連邦の最高裁は、法律上の問題は省略しますが、連邦で州の判断を変更できるのは非常に限られた場合だから高裁の判断は誤っているとしました。アメリカの陪審制度の下では、上訴審はあまり悩むことはないのかなと私は思っていたのですが、そうではなくて、やはり洋の東西を問わず、上訴審の裁判官は有罪か無罪かについて相当に悩む場面はあるということです。だから、24年の判決で指針は示されているけれども、論理則・経験則等違反の基準はどうか、あるいは合理的な疑いを超える証明とはどのようなものか、そ

<sup>25)</sup> 最判平成24年2月13日刑集66巻4号482頁。

<sup>26)</sup> 前掲注25) 白木勇裁判官補足意見。

<sup>27)</sup> *Cavazos v. Smith*, 132S.Ct.2 (2011), *Coleman v. Johnson*, 132S.Ct.2060 (2012).

の適用は裁判官に課された永遠の課題なのかなと思います。

控訴理由のうち、「量刑不当」の方は、やはり裁判員裁判の判断尊重という基本はあるでしょうから、以前より大きな幅でもって許容しているのだろーと思えます。最近では裁判員裁判の量刑もかなり落ち着いてきているような感じもしますから、そうするとそういうのを前提に許容範囲が狭まっていくかどうかという問題があるかと思えます。もう一つは、原判決後の情状による2項破棄の事件ですね。これは従来の裁判官裁判と同様に一定数あるという状況ではないかと思えます。

**川上**：統計的に見ますと、裁判員裁判で言い渡された判決に対する検察官控訴がずいぶん減っているようですが、検察庁ではお考えがあつてのことでしょうか。

**太田**：はい。それは制度開始の時に、最高検が裁判員裁判における検察の在り方について基本的に第一審の尊重という方針を示しています。これによって、これはいくらなんでも一審で確定させるわけにはいかない、と検察が判断するような事案に限定されて控訴がなされていると思えます。そして先般、裁判員裁判における控訴審の在り方についての最高裁判例<sup>28)</sup>が出ましたから、この流れは変わらないのではないのでしょうか。

**川上**：弁護人の立場からはいかがでしょう。

**清水**：裁判員の出した量刑を尊重するという傾向は、よろしいのではないかと思います。ただ被告人としては、やはり有罪判決を受けて刑務所に行けといわれると、権利として控訴権というものがあるのだよと云えば、皆さん控訴します。そうした被告人の方が納得のいくまで審理していただくことのできる制度になっているというのが、良い点なのではないかと思えます。

## VII おわりに——裁判員裁判の展望を語る

**川上**：最後に、裁判員裁判の展望を語るということで、ご議論いただいたことを踏まえて制度の展望あるいは課題等について、一言ずつお話しをいただけれ

---

<sup>28)</sup> 前掲注25)。

ばと思います。

**中川**：先ほど伺ったように乙号証とか 2 号書面とかがあまり出なくなったということからすると、私は裁判員裁判というものが、捜査、検察のいろんな在り方にまだこれから影響を及ぼすことがあるのかなという気がします。一つの論点としては、例えば検察が大事をとって認定落ちの起訴をされる場合があります。下津先生の法廷を傍聴した際に、この事件の実態は強盗殺人であることが強く疑われ、強盗殺人で起訴できたのではないかという事件を最初から殺人と窃盗で起訴するというものがありました。あるいは、最近新聞で読んだ事件でも、殺人罪で逮捕したけれども、どうも殺意の自白が取れず傷害致死で起訴するという事件もありました。認定落ちの起訴でも相応の量刑がなされるのであろうとの判断があるかもしれませんが、そういう場合でも情況証拠で犯罪の主観的要素を認定できるという可能性が高い場合には、事案によっては、裁判員裁判の判断を受けた方がよいのではないかと、その事案の折角の重要な争点を、最初から検察が奪ってしまっているのではないかと思います。検察官の判断としてはそういう無難な起訴があるのかもしれません、裁判員を交えた健全な常識に従った判断を、情況証拠によって行うというところにも、検察庁はこれからもっと積極的に考えていただくとよいのではないかなと思います。もちろんそれぞれの事案ごとの判断だと思いますが。

**太田**：いま、中川先生がおっしゃったことは、私は以前から問題意識にありました。少なくとも私が現役の当時は、裁判員裁判を避けるためにあえて縮小認定的に非対象事件の訴因で起訴するということをしたことは全くありませんでした。現在そのような事案が本当にあるのか、どの程度あるのかについては私はよく承知していません。私の個人的な意見ですけれども、検察官は自分が裁判官、最終判断者のような立場で検察権を行使する必要はないと思っています。しかし、犯人性については妥協できません。起訴というものが被告人に与える多大の負担、また、検察官の矜持としても、犯人性について検察官も疑義を抱いている場合に、大方犯人であることは間違いないだろうから、無罪になる可能性もあるが起訴して司法判断を受けようということは検察全体としてもしていないと思います。もちろん神ならぬ身の捜査官ですから、消極証拠の見落とし、証拠に対する評価判断の甘さなどから、時として犯人性が裁判で否定されて無罪となり、深刻な反省を迫られることもあるのですが、あくまで起訴段階



においては検察官として犯人性についての確信がなければ起訴していないのが実情です。しかし私は、これとはやや違って、主に評価にかかわる問題、例えば、正当防衛の成否、過失の成否、犯人性は間違いないが殺意の認定、責任能力の判断などについては、およそ証拠上無理という場合は許されませんが、検察官の評価・判断に無理がなく合理性も認められる場合には、結論は司法判断に委ねて起訴をし、結果的に縮小認定や無罪判決等がなされることになったとしても検察はそれを恥じる必要はないと思っています。検察が無謬主義に陥り、検察官が起訴した以上その主張は100%認められなければならないような気分になって妙に委縮してしまうという発想は捨てるべきだと思います。まして裁判員裁判を避けるためにあえて安易な起訴をするというのは、被害者との関係でもよくないと思います。このような考え方を、おそらく多くの検察官は持っているのではないかと推測しています。

もう一点、現在制度の見直しの議論がなされていますが、私が以前から気になっているのが、日本は除外決定の要件が非常に厳しすぎるように思うことです。これまで除外決定がなされたのは2件くらいですか。韓国の司法参加制度では、基本的に裁判所が対象事件とするか裁量権があるため、司法参加による裁判の実施率が低すぎるようですが、日本は、裁量の余地が極めて乏しいと思います。裁判員制度の意義を損なうことにならないよう配慮しつつ、国民に与える負担その他の諸事情を考慮し、もう少しフレキシブルな除外の理由について検討がなされればよいのではないかと感じています。

**清水：**裁判員裁判の対象事件をどうするかということについては色々な考え方があると思いますが、基本的には選択の余地があるという制度がよろしいのではないかと私は思います。被告人の立場からすると、対象事件の範囲を広げるという方向は、安易に裁判員の事件にされて起訴されるということで不利益になるという場面もあるかもしれませんが、全体としては対象を広げていくという方向で良いのではないかと個人的には思っています。

**川上：**一点質問なのですが、被告人は、非裁判員裁判、要するに裁判官裁判で真実を明らかにしてほしいという気持ちでいるのか、あるいは裁判員裁判でいいよという気持ちでいるのか、その辺りを直接お聞きになったことはございますか。

**清水：**どうでしょうね。私は昔被疑者・被告人となった経験を持つ方々などと

も付き合いがありますから、むしろ昔の裁判官裁判の方がよいのではないかという意見の方も多いのではないですかね。特に性犯罪の被告人など、性犯罪については被害者もそうですけれども、ああいう形で裁かれるのがよいのかどうか、それは検討の余地があると思います。

川上：ありがとうございます。では、下津先生いかがでしょうか。

下津：先ほども申し上げた通り裁判員の皆さんに非常に積極的に参加していただいている、こちらも非常に勉強になっています。この制度を日本の社会に着実に定着をさせていかないといけない、そういう責任を負っていると思って、日々事件に取り組んでいます。概ね肯定的な評価をいただいているところですので、この評価が落ちぬよう頑張っていきたいと思います。

河原：日々の事件処理に色々追われておりまして、制度全体のことについて考える機会があまりありませんでしたけれども、今日こういう企画にお呼びいただきまして、色々な貴重なお話を伺いまして大変勉強になりました。ここで得た色々な指摘などを基にして、また裁判員裁判に臨んでいきたいと思います。

伊藤：私はまだ裁判官 2 年目に入ったところですので、今後は、民事等もやっていって裁判全体に関与していくという立場です。今後、裁判員制度という今までになかったものが入った裁判所では、刑事だけではなく、民事、家事などの他の事件についても国民から信頼される裁判所という視点を持たなければならないと思います。私も、今後、刑事以外の事件も含め、様々な場で仕事をするときには裁判員裁判を経験し、裁判員があることが当たり前となった世代としてどういうふうな裁判の在り方が望ましいのか、といったことを考えるきっかけになったと思います。大きな話になりますが、司法制度全体として、良い裁判が実現できるように頑張っていきたいと考えているところです。

川上：本日は長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございました。最後に私の方から若干述べさせていただきます。当事者主義、あるいは当事者追行主義の徹底、公判中心主義、これらは刑事訴訟の大原則で当たり前のことなのですね。ところが当たり前のことが従来必ずしも行われていなかったことを、裁判員制度が気付かせてくれた。そういう意味で、裁判員裁判は単なる司法制度ではなくて、社会制度といいたしでしょうか、日本の司法文化のカンフル剤になったといえると思います。従来の裁判では裁判所が相当程度当事者をフォローすることが可能であったし、実際、相当程度職権を発動していました。し

かし、裁判員制度の下では原則として許されない。当事者は自分がやった行為に見合う反応しか裁判所から得ることはできない。

そしてもう一点ですが、非対象事件がどうも脇に置かれているのが実情の様ですね。これは大いに問題ではないかと考えております。以前中川先生ともお話ししたことがあるのですが、裁判員裁判には検察官が複数共同立会されている。ところが非対象事件では、検察官が1人、しかも新任検察官と思われる人が、たどたどしくやっている。新しい制度を動かして行くために力を入れていただくのは当然ですが、そうはいても、非対象事件を置いてきぼりにしたいのだろうか。圧倒的に多数の事件は非対象事件です。刑事訴訟法の基本的な枠組みは変わっておりません。そうだとすると、置いてきぼりにされつつある非対象事件も、本来的には裁判員裁判と同じ土俵に上げる必要があるのではないか。研究者の一端として大学から見ておりますとその辺りが気になるところです。